

地域 防災

2025-2
FEB.

No. 60



一般財団法人 日本防火・防災協会



この情報誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



目次

地域防災力のさらなる向上に向けて (総務大臣 村上 誠一郎) 1

グラビア 1.17のつどい—阪神・淡路大震災30年追悼式典—
地域防災への決意を新たに—各地の消防出初式—/文化財防火デーにおける消防演習 / ... 2
世界の災害 (フィリピン/フランス領マヨット島/バヌアツ/中国/アメリカ合衆国)

論説 はじめて発表された南海トラフ地震臨時情報 4
(一般社団法人防災教育普及協会会長・東京大学名誉教授 平田 直)

令和6年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方 8
(国土交通省 港湾局 海岸・防災課)

Connecting the dots 災害対応の積み重ねから これからの応急仮設住宅を考える 12
(熊本県土木部建築住宅局長 小路永 守)

「地域総参加の防災力向上大会」の開催 16
(公益財団法人 日本消防協会)

● 阪神・淡路大震災 (その1) ●

阪神・淡路大震災30年と地域防災の進化 18
(神戸大学名誉教授・兵庫県立大学名誉教授 室崎 益輝)

阪神・淡路大震災の教訓と地域防災の強化 22
(東京大学教授 廣井 悠)

北 地元の建設産業が地域防災の力になります 26
(東京都世田谷区建設団体防災協議会 会長 石井 誠)

から 地域の資源と特性を活かした都区内の防災訓練 28
(東京都板橋区加賀五四自治会 会長 竹澤 喜孝)

南 震災等の自然災害に備えた高校生と3町会の地域住民による共同避難訓練 30
(石川県立羽咋工業高等学校 教諭 中出 公平)

から 地域防災の担い手を育む～ふるさとの自然と先人の業績を防災教育に生かす～ 32
(福井県小浜市立今富小学校 教諭 正木 啓敬)

連載 過去の災害を振り返る 第29回

阪神・淡路大震災の回想と未来への伝承 34
(神戸市公園緑化協会理事長 鍵本 敦 (前神戸市消防局長))

● 地域防災力の強化に取り組む団体コーナー ●

横須賀市浦郷町防火・防災クラブ/宇部市西岐波地区自主防災会 38

有田市ぶっとく幼稚園幼年消防クラブ/川崎市幸地区少年消防クラブ 39

今、備えよう。大規模地震時における電気火災対策 (総務省消防庁) 40

○編集後記 / 41



【表紙写真】

日本では昨年12月から今年の1月にかけて、一部の地域を除き好天が続き空気が乾燥したことで、例年より住宅火災や山火事が多く発生しておりますが、海外も同様で中でも、アメリカ合衆国の西海岸も同様に乾燥状況が続き、ロサンゼルス近郊で山火事が発生し、広域な地域が廃墟となり、何万人もの住民が避難を余儀なくされました。写真は、その山火事の様子です。

情報提供のお願い

皆様の地域防災活動への取組、ご意見などをともに、より充実した内容の総合情報誌にしていきたいと考えております。皆様からの情報やご意見等をお待ちしております。

■ TEL 03(6280)6904 ■ FAX 03(6205)7851
■ E-mail chiiki-bousai@n-bouka.or.jp

地域防災力の さらなる向上に向けて

総務大臣
村上 誠一郎



消防団や自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブなど、地域の消防・防災活動に携わっておられる関係者の皆様におかれましては、日頃より、地域の安心・安全の確保のために御尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表します。

令和6年11月11日に発足した第2次石破内閣で総務大臣を拝命いたしました。地方行財政、情報通信、郵便など、国の根幹であり、国民生活の基盤となる重要な制度を幅広く担当する総務大臣は、消防・防災分野も担当させていただくことから、その職責に身の引き締まる思いです。

近年、我が国では災害が激甚化、頻発化しており、昨年も能登半島地震や5月からの大雨・台風による災害が発生したほか、9月20日からの大雨では能登地方に再び災害が生じるなど、日本各地で災害が相次いで発生しています。このような中、災害や火災の現場において、いち早く現場に駆け付け、救助活動や避難誘導などを担っておられる地元の関係者の皆様のご貢献を大変心強く感じております。

今後もこのような大規模な災害に対応していくためには、国や自治体による対応（公助）だけでなく、自分の身を自らの努力によって守り（自助）、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら防災・救助活動に取り組む（共助）という、「自助」「共助」「公助」の3つの働きが一体となって機能することが重要であります。

特に、災害から住民を誰ひとり取り残さず避難させるためには、地域住民が一丸となって、防災・減災に取り組んでいくことが必要であり、「共助」の役割を担う、消防団や自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブにはますます期待が高まっております。

そこで、総務省としては、消防団や自主防災組織等を活性化するための取組を幅広く支援するモデル事業を実施するほか、減少傾向にある消防団員の確保に向け、女性や若者をはじめとする幅広い世代へ消防団の魅力を積極的に発信するとともに、退職報償金の見直しなど消防団員の処遇改善に向けた取組を進めています。また、能登半島地震等を踏まえ、小型・軽量化された車両・資機材の整備推進やドローン等のデジタル技術の活用促進など、消防団の災害対応能力の強化に向けて様々な取組を行っております。今後も「共助」を担う人材が確実に確保され、能力を高め、地域の防災力が高まるよう、全力で支援してまいります。

皆様におかれましても、災害に強い地域づくりに向けて今後とも御理解、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

1.17のつどい ―阪神・淡路大震災30年追悼式典―

〈写真提供／兵庫県〉



追悼式典で供花される天皇皇后両陛下



よりそう1.17への想い（神戸市中央区東遊園地）



子どもたちからのメッセージ



HAT神戸・人と防災未来センター慰霊のモニュメント前での献花

地域防災への決意を新たに ―各地の消防出初式―



福島市消防本部（1月5日）



仙台市消防局（1月7日）



東京消防庁（1月6日）



大阪市消防局（1月5日）



神戸市消防局（1月5日）



松山市消防局（1月26日）

文化財防火デーにおける消防演習



宮城県南三陸町左沢山龍門院（1月26日）



長野市善光寺本堂（1月26日）



富山県南砺市相倉合掌造り集落（1月25日）



東京都千代田区日枝神社（1月27日）



愛知県碧南市妙福寺（1月16日）



京都市上京区本門佛立宗本山宥清寺（1月19日）

世界の災害

2024年11月から2025年1月にかけて、フィリピンの首都マニラで大規模火災、インド洋のフランス領マヨット島のサイクロン、南太平洋島しょ国バヌアツでの地震、中国チベットでの地震、アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス近郊での山火事など、世界各地で多くの被害が発生しました。写真はその被害状況を一部抜粋しております。



フィリピン マニラ（大規模火災：2024年11月24日（日））



フランス領マヨット島（サイクロン：2024年12月14日（土））



バヌアツ ポートビラ（地震：2024年12月18日（水））



中国 チベット自治区シガツェ市（地震：2025年1月7日（火））



アメリカ合衆国 カリフォルニア州ロサンゼルス（山火事：2025年1月7日（火））〈表紙参照〉



はじめて発表された南海トラフ地震臨時情報



一般財団法人防災教育普及協会会長・東京大学名誉教授 平田 直

1. はじめに

2024年8月8日午後4時43分、気象庁は緊急地震速報の第4報（警報）を発表し、日向灘でマグニチュード（M）6.9の地震が発生したことを知らせました。引き続き、同庁は同日午後5時00分、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、午後5時半から「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会（以下、評価検討会）」が開催され、同日午後7時15分に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

この臨時情報は、令和元年（2019年）に制度が制定されてからはじめて発表されたため、その意味が正しく理解されずに、社会に一定の混乱が生じました。本論では、この情報発表に至る背景、目的と期待されることをまとめます。

2. 情報の背景

気象庁は中央防災会議が定めた「南海トラフ地震の想定震源域」と想定震源域の南海トラフ軸外側50km程度までの範囲を監視領域と定め、この中で異常な現象が発生しないか、1日24時間体制で常時監視しています（図1）。この領域で、M6.8以上の地震が発生した時、または通常とは異なるゆっくり滑りが発生した時に、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかを、評価検討会を開催して調査します。今回は、この仕組みが制定されてから

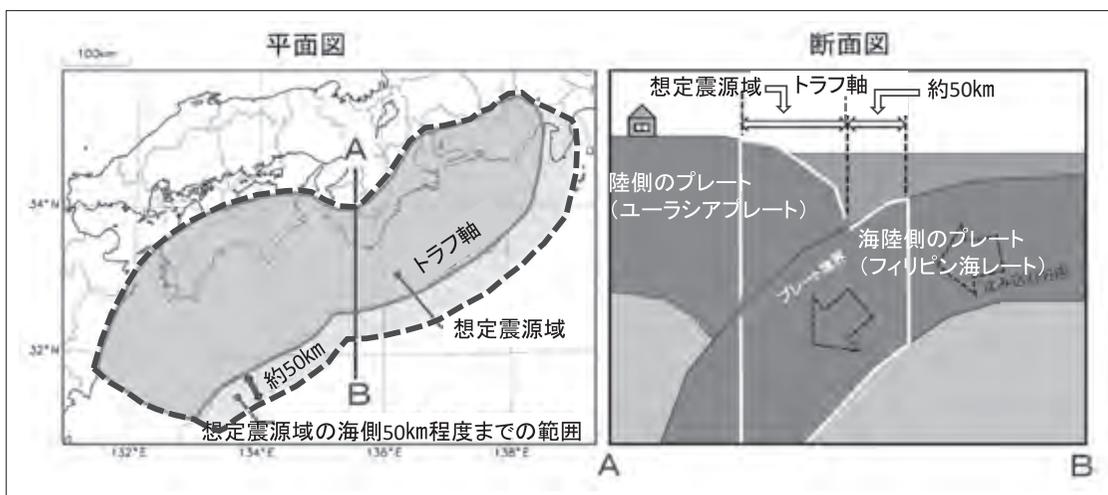


図1 想定震源域（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）実線の中）と監視領域（想定震源域内および想定震源域のトラフ軸外側50km程度、破線の中）

はじめて、監視領域の中でM6.8以上の地震が発生したため、臨時の評価検討会が開催され、臨時情報が出されたのです。

この制度が制定されたのには、次の4つの背景があります。まず第1に、南海トラフ（西南日本の太平洋沖の海域）では、これまでに2011年東北地方太平洋沖地震（M9.0）と同程度の巨大地震がしばしば発生していて、現在そのような巨大地震がいつ起きても不思議は無い状態であることが挙げられます。

2番目に、もし、南海トラフで巨大地震が発生すれば、広域で強い揺れに見舞われる可能性があることです。中央防災会議によれば、神奈川県西部から宮崎県におよぶ広い地域で震度6弱以上になり、静岡県、愛知県、徳島県、高知県の一部では震度7が予想されています。東京都区部では、震度5強になり、これは、東日本大震災時の都区部の揺れと同程度ですが、震度に対応する周期より長い揺れ、「長周期地震動」も、首都圏を含む広い範囲で大きくなります。同時に、高い津波がくることも予想されています。2012年に公表された中央防災会議のワーキンググループの地震・津波想定では、最大の津波高となるのは高知県黒潮町で、ここでは最大34メートルの津波が来る可能性が指摘されています。この被害想定のうち、『駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」があるケース』では、10メートル以上が想定される地域が、東京都（島嶼部）、静岡県、三重県、高知県、宮崎県の5都府県の21市町村とされています。伊豆半島南端の下田でも31メートルと大変高い津波が予想されています。

3番目として、これらの強い揺れや高い津波に襲われる地域には、大阪市や名古屋市など大都市が含まれているため、人口・建物棟数が大変多く、その結果として甚大な被害が予想されています（大きな曝露量）。同ワーキンググループは、最悪の場合、32万5千人が犠牲になると想定しています。この数字は、東日本大震災で犠牲・行方不明になった方より1桁多い数です。

第4番目として、これは残念なことです。現在の地震学の実力では、いわゆる地震予知はできないということです。中央防災会議・防災対策実行会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」は2017年に報告書を公表し、その中で、現在の科学的知見から得られた大規模地震の予測可能性の現状を踏まえると、大規模地震対策特別措置法（1978年6月制定）に基づく現行の「地震防災応急対策」は改める必要があるとされました。一方で、現在の科学的知見を防災対応に活かしていくという視点は引き続き重要であるともされました。この報告によって、国としては、地震予知をして、厳しい規制を伴う防災対応は行わないことになったのです。その一方で、科学的な知見に基づく情報の発表を行うことになりました。

3. 「可能性が高い」と判断する理由

ではどのような現象が検出されたら、南海トラフで巨大地震が発生する可能性が高いと判断するのかを以下に説明します。

(1) 巨大地震警戒

最も可能性が高い時に、気象庁は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。この情報は、中央防災会議が指定した「南海トラフの想定震源域」内のプレート境界で、モーメントマグニチュード（M_w）8.0以上の地震が発生したときに発します（想定震源域は、図1を

参照してください)。

一度Mw8.0以上の巨大地震が発生すると、引き続き周辺やその地震を含む領域でMw 8程度以上の大地震が発生することがあります。例えば、1854年に発生した南海トラフの東側で発生した地震(安政東海地震、M8.4)の2日後に安政南海地震(M8.4)が南海トラフの西側で発生しました。昭和の南海トラフ地震では、1944年に昭和東南海地震(M8.2)が発生し、その2年後の1946年に昭和南海地震(M8.4)が発生しました。このような例を全世界で調べてみると、Mw8.0以上の地震発生後に隣接領域でMw 8クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度は7事例/103事例でした。つまり、Mw8.0以上の地震が発生すると十数回に1回程度の頻度で、隣接領域でMw 8クラス以上が発生するのです。

なお、モーメントマグニチュード(Mw)とは、気象庁が発表する地震規模を表すマグニチュードの内、比較的大きな地震に対して公表するマグニチュード(M)の一つです。通常のMでは、主に地震記録の振幅の大小に基づいて評価されますが、Mwは波形全体を用いて決定されます。このため、Mwは通常のMに比べて、大きな地震に対してより正確に規模を推定することができます。ただし、波形全体を用いるため、通常のMに比べて解析が終了するまで時間がかかることがあります。

(2) 巨大地震注意

一方、Mw 7程度以上の地震が発生すると、7日以内に、Mw 8クラス以上の大規模地震が発生するのは、数百回に1回程度です。正確に言うと、1904年から2014年の世界中のMw7.0以上の地震(1437回)の後に、その震源から50km以内でMw 8クラス以上の地震が7日以内に発生したのは6回ありました。私たちに最も重要な例は、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)が発生する2日前に、M7.3の地震が宮城県沖で発生していたことです。

気象庁は、南海トラフの監視領域内で、Mw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生すると、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表します。前述のように、通常時の巨大地震の発生の可能性に比べ、数倍高くなるのです。

4. 2024年8月8日日向灘の地震と臨時情報

8月8日午後7時15分に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、同時に政府としての「特別の注意の呼びかけ」が開始されました。同日午後7時32分から、官房長官の記者会見が行われ、7時45分から気象庁で評価検討会会長と気象庁地震火山部地震火山技術・調査課課長が記者会見を行い、評価検討会の検討結果を解説しました。さらに、政府は午後8時から関係省庁災害対策会議を開き、防災担当大臣から国民に呼びかけが行われました。

内閣府からの「特別な注意の呼びかけ」の具体的な内容は、臨時情報発表から一週間、社会経済活動を継続した上で、

- ・「日頃からの地震への備え」の再確認
- ・「すぐに逃げられる態勢で就寝、非常持出品の常時携帯等」でした。ここでいう「日頃からの地震への備え」とは、家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、非常食など備蓄の確認、家族との連絡手段の確認などです。

報道各社は一斉に臨時情報と政府からの対応の呼びかけを報じました。NHKは、1週間後

の8月15日に巨大地震注意対応の呼びかけが終わるまで、画面に常時、『南海トラフ「巨大地震注意」』を表示したのです。

5. 臨時情報を受けた社会の「対応」

今回の臨時情報は、事前に定められた基準と手続きとに従って、ほぼ予定通りの時間以内に発表されました。

多くの自治体は、この臨時情報が、大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まっている状況にあることを知らせる情報であると伝えました。地震への備えについて、お盆期間であることや、観光客・外国人向けに配慮した呼びかけもみられました。

一方、この情報が出ることを事前に認知していた人は多くなく、驚きを持って受け取られたと言えます。多くの業種で、主に利用者への注意喚起や発災時に備えた準備が行われました。しかし、特に発災時の影響を大きく受ける路線を持つ鉄道会社等を中心に、運休や減速運転を実施した交通事業者もありました。一部の海水浴場では遊泳禁止の処置がとられるなど、お盆休み中の特別な対応がとられたところもありました。

新聞社や研究機関の調査によれば、この確認を促す情報を、「地震が発生することを知らせる情報」と勘違いした人が多かった一方で、具体的な対応をほとんどとらなかったことが大きな問題といえます。メディアでは過剰な反応を強調した報道が目立ちましたが、実際には落ち着いた行動が多かったと言えます。

6. 今後への課題

日向灘の地震後、南海トラフの想定震源域では普段と異なる地震活動や地殻変動は見られず、事前の取り決め通り、1週間たった8月15日に国からの巨大地震注意対応の呼びかけは終わりました。8月8日の日向灘の地震では、幸い怪我人や少数の住家の被害がでましたが大事には至らなかったと言えます。

2025年になって、1月13日に、日向灘でM6.8以上と考えられる地震が発生し、気象庁は再び南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表しました。臨時の評価検討会が開催され、データを精査した結果、観測された地震は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または同情報（巨大地震警戒）を出す基準を満たさないと評価され、気象庁は南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表しました。

2024年8月、2025年1月の南海トラフ地震に関する臨時情報の発表によって、この情報の認知度は高まりました。一方で、この情報を受けて、市民一人ひとりが「日ごろからの地震への備えを再確認する」、つまり、「命を守る行動を行う準備をする」という情報発表の目的を正しく理解することは、今後の課題として残されました。

南海トラフでは、今後もこれらの情報が出る可能性があります。しかし、実は、このような臨時情報が出ずに、巨大地震が発生することの方が、ずっと多いということに注意する必要があります。改めて、日頃から地震への備えを進める必要があることに注意していただきたいと思います。

令和6年能登半島地震を踏まえた 港湾の防災・減災対策のあり方

国土交通省 港湾局 海岸・防災課

1 はじめに

港湾の防災・減災対策の施策の基本的な方向性に関しては、今般の地震を受けて明らかになった課題について改めて検討する必要が生じたことから、昨年3月1日に大臣から諮問があり、交通政策審議会港湾分科会防災部会において計3回にわたり審議いただき、その結果が昨年7月に国土交通大臣あてに答申されました。本稿では、その答申概要についてご紹介いたします。

2 能登半島地震で明らかになった 主な課題

(1) 港湾の被害

昨年の元日に発災した令和6年能登半島地震では、最大震度7を計測した石川県を中心に、新潟県、富山県、福井県の計22港で被害が発生しました。

地震動による被害として、岸壁等の変位や破壊、液状化による噴砂や岸壁背後の沈下などが発生しました。輪島港では最大約2mの岸壁背後の沈下が発生し、応急復旧を実施するまで岸



岸壁背後の沈下（輪島港）

壁への車両でのアクセスが不可能な状態に陥るなど、岸壁本体の被害は軽微であったものの、背後用地の陥没により支援船等の利用が困難とあった例もありました。

また、津波による被害は飯田港で、地盤変動による被害は輪島港で発生しました。

(2) 利用可否判断

能登半島地震では、要請があった能登半島地域の6港において、港湾法第55条の3の3に基づき、国による港湾施設の一部管理が行われました。

管理の一環として、支援船等の受け入れのために、国が岸壁の利用可否判断を行いました。その際、想定地震による岸壁の変位量と被害の程度を事前に解析していた施設では、現地で岸壁の変位量を測定後、即日で利用可否判断を行うことが出来ました。しかし、事前の解析を行っていなかった施設においては、現地調査後に解析を実施したために、利用可否判断に2週間程度の時間を要した事例がありました。

(3) 被災した施設の応急復旧

岸壁背後に最大約2mの沈下が生じた輪島港では、沈下した施設の一部を埋め戻し、車両のアクセス経路を確保する応急復旧を実施しました。しかし、必要な砕石などの資材をすぐに調達することが出来ず、隣接する駐車場の路盤材を砕石として流用する等の工夫により現地調達して、対応しました。

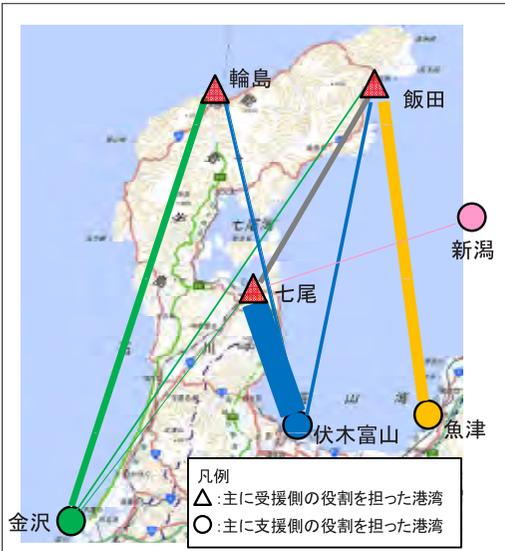
(4) 港湾を通じた被災地支援活動

海上ルートによる被災地への支援活動では、能登半島地域のような受援側の港湾だけでなく、金沢港、伏木富山港などの能登半島地域外の港湾が、支援物資の積み込みや燃料の補給等、支援側の港湾として重要な役割を果たしました。特に金沢港などでは、積み込む支援物資

の荷さばきや仮置きのため、隣接する備蓄倉庫等を利用することで、支援船への積み込みをより円滑に実施することが可能となりました。



船舶に積み込む支援車両の待機状況（金沢港）



港湾間の支援船の動き

3 今後の大規模災害リスク等を見据えて取り組むべき施策

(1) 施策推進にあたっての基本的な考え方

我が国では、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震および津波（以下、広域災害）の切迫性が高まっています。

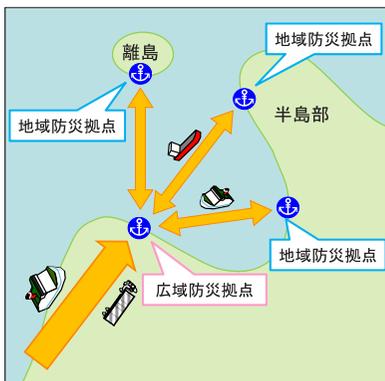
全国的に切迫する広域災害に対する港湾の防災・減災施策を進めるにあたっての基本的考え方として、個々の施設の耐震性のみならず、地理的条件や他のインフラの整備状況等、広域災害時における地域としての脆弱性を評価するとともに、地域の将来動向や社会情勢の変化等も考慮しながら、取組を進める必要があります。また、供用中の岸壁の耐震改良など既存ストックの有効活用や、他機関や民間のリソースを活用した支援活動など、投資効果を早期に発現させ、かつ効果を最大化させるよう、工夫することも重要です。

(2) ハード面の施策

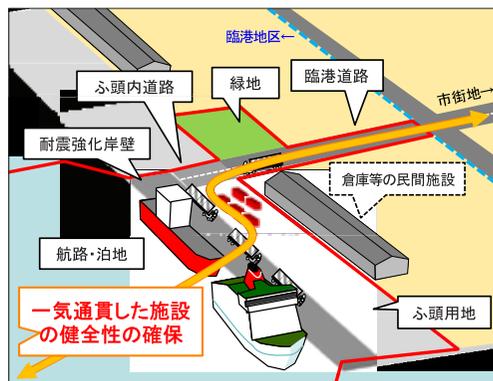
① 災害時の海上支援ネットワークの形成のための防災拠点

災害発生時、人命救助等のための人員や支援物資の輸送等のため、一度に大量の人員・物資を輸送できる海上ルートを活用が求められます。

具体的には、被災地支援のための人員・支援物資輸送等を実施する支援船による、海からの迅速で的確な被災地への経路を確保し、被災住



海上支援ネットワークのイメージ



防災拠点イメージ

民等の救助・救援や健康の維持、生活再建に向けた支援を行うために必要な施設として、耐震強化岸壁に加え、内陸へ輸送する際の臨港道路、物資の荷さばき・仮置き等のための岸壁背後の用地や緑地、岸壁に至る航路・泊地等の施設の耐震化・液状化対策等による、一気通貫した施設の健全性を備える必要があります（地域防災拠点）。なお、離島・半島等の条件不利地域においては、陸路からの支援ルートが途絶えた場合、海上ルートでの支援が地域の生命線になるとともに、住民の避難ルートの確保等も踏まえて、地域防災拠点の確保を特に推進する必要があります。

また、被災地至近の受援側港湾に加え、支援船への補給・物資の積み込み等の後方支援に利用される支援側港湾においても、利用形態と機能を想定し、必要となる耐震強化岸壁や十分な広さの荷さばき地・緑地、備蓄倉庫等の施設について、災害時の健全性を備えておくことが望ましいとされています（広域防災拠点）。

このように、支援側の役割を想定した広域防災拠点と、被災地至近の地域防災拠点により、海上支援ネットワークを形成していくことが重要とされています。

②発災後の迅速な施設復旧

災害発生後、支援船による被災地支援、一般の貨物輸送等の利用のため、迅速な応急復旧が求められます。

そのため、応急復旧に必要な砕石・敷鉄板等の資材や、バックホウ等の機材を、発災後

の港湾内外でのニーズの急増にも備えてあらかじめ備蓄しておくとともに、関係事業者等との協定を締結するなど、迅速な復旧作業の着手に資する備えが重要となります。

（3）ソフト面の施策

①港湾BCP、広域港湾BCPの実効性向上

大規模災害等の際に、各港の機能が最低限維持できるよう、災害発生後の施設復旧の優先順位や資機材確保の体制等を定めた港湾BCPについて、地方港湾を含め引き続き策定を進める必要があることや、発生が予想される様々な災害を想定し、災害時の具体的な運用についても記載すべきとされています。

広域港湾BCPにおいては、地域防災拠点と広域防災拠点の連携や、それらの役割分担など、広域災害を想定した運用についても定めておく必要があります。

また、港湾BCP・広域港湾BCPの実効性を更に高めるため、周辺状況の変化や先進事例を参考に不断の見直し・拡充を行うとともに、関係者間の認識共有・意識醸成のため定期的な訓練の実施も重要です。

②迅速な利用可否判断

災害時に支援船等の利用が想定される施設の利用可否判断を迅速に行うため、構造物の変状計測を自動化・的確化するシステム等の技術開発や、施設の利用可否判断に必要な施設被害の予測結果等の情報を共有するツールの構築・運用等を進める必要があります。

なお、広域災害の発生時においては、多数の



建設業者、フェリー会社等と連携した訓練の実施例

施設の迅速な点検・利用可否判断が求められることを想定し、可能な限り施設点検・利用可否判断の遠隔化・自動化を進めることが望ましいとされています。

③支援船等の利用調整

円滑な被災地支援のためには、受援側港湾に加え支援側港湾においても、一般船舶の利用との調整も含めて、支援船等の利用調整を的確に行うことが求められます。

さらに、支援側港湾の選定や利用調整を円滑に行うためには、支援船の支援活動の形態を的確に把握した上で、その要請を適時適切に利用調整に活かすとともに、支援船の入港を最大化するため、受援側・支援側の港湾の利用の全体最適化を図る必要があります。このため、支援側港湾の管理者への情報提供や国による一部管理等を通じて、支援活動の円滑化を図ることが重要であります。

④民間のリソースの活用

災害発生時において、国・港湾管理者等が連携して災害対応および被災地支援にあたるのはもちろんのこと、施工業者等による応急復旧、港湾内に立地する備蓄倉庫等の支援物資仮置き場としての活用、民間の船舶を活用した支援物資輸送等、民間のリソースについても最大限活用することが重要となります。

そのため、災害時に活用の想定される施設を有する関係者との協定締結や訓練の実施等、災害発生時にスムーズに連携をとれる体制づくりが特に重要となります。また、災害時の応急復旧等の活動に協力する民間等関係者のBCP策

定を推進する取り組みが大切です。

⑤情報共有ツール

災害発生時において効率的・効果的に啓開・復旧を進めるため、デジタル技術を活用し、海上交通ネットワークを構成する港湾施設の利用可否や復旧の見込みを区分する情報共有ツールの構築・運用が必要です。このため、防災情報の一元化や、応急復旧等の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する「防災情報システム」の全国展開を引き続き推進するとともに、他システムとの連携等更なる高度化についても開発・検討すべきとされています。

4 おわりに

四面を海に囲まれた我が国での大規模地震の発生時において、港湾は、被災地における救助・救援活動や被災者支援のための人員・物資輸送等に必要不可欠であるとともに、国民生活や産業活動に必要な貨物輸送の大部分を担う物流機能を的確に維持することが求められます。さらに、能登半島地震のように離島・半島等の条件不利地域が被災地となった場合には、港湾の物流・産業機能の低下が地域経済の沈滞や生活基盤の弱体化につながる恐れがあることに鑑み、地域産業の保護やコミュニティの維持に向け港湾が果たす役割も考慮した上で、災害時の海上ネットワークの形成を進めていくことが必要です。

今後は、この答申の内容について、詳細な検討を進め、引き続き港湾における大規模地震・津波対策を更に推進してまいります。



災害時の民間施設の活用例

Conecting the dots 災害対応の積み重ねから これからの応急仮設住宅を考える

熊本県土木部建築住宅局長 小路永守



1 重要な仮設住宅のコーディネーター業務

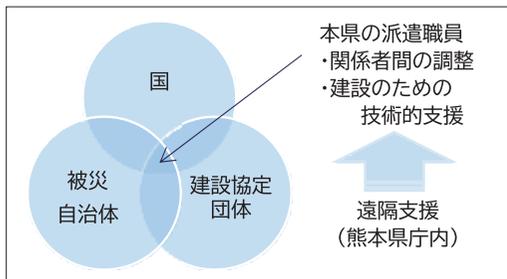
令和6年1月1日の夕刻に、能登半島地震が発生し、その数日後、熊本県がこれまで建設してきたRC基礎の木造仮設住宅の建設支援の要請が内閣府から行われました。

災害救助法の趣旨に鑑み、中長期に使用できるRC基礎の木造仮設住宅は、これまで特殊な事例として取り扱われてきましたが、この内閣府からの依頼に、仮設住宅の供与が大きな転換期を迎えたと感じました。

同月5日には石川県に職員を派遣しましたが、現地では、プレハブ仮設住宅とムービングハウスでの早期着工を目指していたことから、地元自治体の意向を尊重し、まずは、これらの住宅団地の着工準備とともに、全国の自治体からの応援職員受け入れ準備ほか、建設体制の構築に向けたサポートから行いました。

また、熊本県庁内には、仮設住宅の経験者からなるサポートチームを設置し、様々な情報ツールを活用して現地活動を支援しました。

石川県では、木造仮設住宅の建設体制が整備されていなかったことから、これらと並行し、本県職員がコーディネーター役を担い、関係者間の調整を図っていきました。



災害支援で重要となる初期段階の関係者間の調整業務

地元市町村の理解も徐々に深まり、建設準備が整った段階で、馳石川県知事から、石川タイプ（ふるさと回帰型）と熊本タイプ（まちづくり型）の木造仮設住宅の建設に着手すると発表いただきました。内閣府に続き、国土交通省からの要請もあり、職員派遣は異例の一か月に及びました。

2 熊本県の応急仮設住宅の特徴

熊本県の応急仮設住宅は、住民同士のコミュニティづくりを重視したことに特徴があり、その原点は、東日本大震災の時に仙台市に建設した「東北支援みんなの家」にあります。これは、1988年にスタートした本県独自の「くまもとアートポリス事業」によるもので、アートポリスを代表する建築家伊東豊雄氏の提案により、熊本の木や畳を使用した小さな交流の場を「みんなの家」として現地に建設しました。このとき、伊東氏自ら住民の意見を丁寧に聴かれ、設計されたことで、住民の会話が増え、笑顔が戻り、徐々に元気を取り戻されました。このときの経験から、私たち県職員も災害時のコミュニティの重要性を学びました。

その翌年、熊本広域大水害が発生し、甚大な被害が発生した阿蘇市に、48戸の木造仮設住宅と2棟の「みんなの家」を建設しました。また供与終了後には、一部の住宅の基礎を木杭からRC基礎に改修し、自ら住宅を再建できない被災者の方向けの住宅として阿蘇市に活用していただきました。

熊本広域大水害から4年を経過した平成28年4月、震度7の揺れを2度観測した熊本地震が発生しました。私たちは、蒲島知事（当時）が掲げた復旧復興の3原則、「被災者の痛みの最小化」、「創造的復興」、「復旧復興を更なる熊本



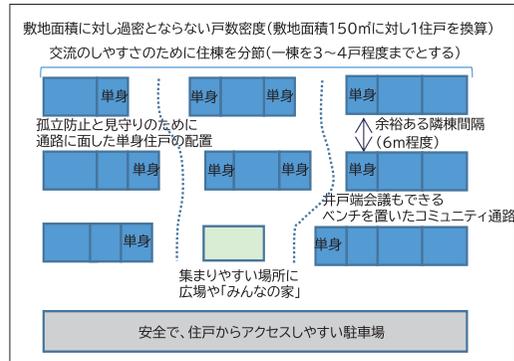
近年の甚大な被害をもたらした自然災害と熊本県の応急仮設住宅の取り組み

の発展につなげる」という方向性に沿った応急仮設住宅の建設を行うこととしました。

「一日でも早く、一人でも多く」が仮設住宅の方針であって、発災後すぐに駆けつけていただいた（一社）プレハブ建築協会の方からは、東北で実績のある仮設住宅の配置基準や仕様での早期着工の提案を受けました。担当課では、この住宅に「みんなの家」を併設するイメージを持ちましたが、東北の現地をみていた職員から、もっと熊本の地域特性にあったものにしたという意見があり、提案による着工を踏みとどまりました。

速やかな着工が求められる中、海外から熊本に駆けつけていただいた伊東氏やアートポリスアドバイザーの桂英昭氏に助言をいただき、熊本が建設する仮設住宅が徐々に明確化してきました。こうして、新たなコミュニティ形成を重視した「あたたかさ」、「ゆとり」、「ふれあい」のある応急仮設住宅として、具体的な配置基準や住宅仕様を取りまとめました。これが熊本タイプといわれる仮設住宅です。団地計画においては、従来の仮設住宅団地より、住棟の隣棟間隔を広くして、住戸の密度を下げ、コミュニティ通路など交流しやすい場所を随所に設け、多様な交流活動ができるよう複数タイプの「みんなの家」を用意しました。

また、大きな余震が続いていることを理由に、木造仮設住宅については、木杭ではなく、RC基礎を採用させていただきました。これは阿蘇市での経験を踏まえ、その後の活用が必要となった場合でも容易に対応できるようにするためです。一方、プレハブの仮設住宅は、速さ



コミュニティづくりに配慮した住棟の基本配置計画

を重視し、従来どおりの木杭を基礎としました。

国をはじめ、全国の自治体、UR都市機構、協定団体の理解と協力によって、実現したこの熊本の仮設住宅ですが、実はこの時の経験が、その後の復興期の課題解決に重要な役割を果たすこととなりました。入札の不調不落対策としての買取り型災害公営住宅や、経済的余力が必ずしも高くない高齢者世帯等の自宅再建を支援するための「くまもと型復興住宅」への展開です。街なかの工務店も、得意な分野で力を発揮でき住まいの再建が進みました。



半年の工期で建設した地元工務店による買取り型災害公営住宅

なお、これらハード的な取組みと並行し、九州・山口県の大学・高専生や地元高校生などの協力によって、良好なコミュニティづくりにつながるソフト対策も行っていました。さらに、日本財団からは、被災地のコミュニティの支援として、公的な支援が受けとれない「みんなの家」の整備に協力いただきました。



住民の喜びが大きい
日本財団「みんなの家」(球磨村渡地区)

仮設住宅の供与終了後のRC基礎の木造仮設住宅については、被災者の住まいの確保の選択肢を増やすため、解体撤去ではなく、利活用することを市町村に提案しました。このことは、仮設住宅の早期解消と解体経費の抑制につながるとともに、被災者にとっては、移転や家賃負担の軽減にもなります。そして脱炭素社会の実現に向けても重要な意味があります。この結果、移設合築も含め8割の住宅が利活用されました。数が問題ではありませんが、将来に向け、多様な事例に取り組むことで、有用性や課題の確認も必要と考え、普及に努めました。

宇土市境目団地は、既存公営住宅の空きスペースに仮設住宅を建設したことで、最終的には利活用された木造仮設住宅と災害公営住宅も併存することとなり、多様な世帯が居住するコミュニティミクスが実現できた例となります。

なお、木造仮設住宅は、建設過程や利活用段階で暮らしやすいように部分改修も行っており、その内容は、(一社)全国木造建設事業協会(以下、「全木協」という。)の木造仮設住宅の標準的な平面計画や仕様として、次の災害で活かされています。



様々な住宅が併存する宇土市境目団地

令和2年7月豪雨災害では、ムービングハウスを含め、すべてを木造の仮設住宅としましたが、熊本地震の経験を活かし、発災から1週間後には、最初の団地が着工できました。早期着工には、国や自治体、協定団体との調整力が鍵となるため、被災地支援でも関係者間の調整を図るコーディネーターの育成を期待しています。

この豪雨災害での配置計画基準は、熊本地震と同様としましたが、洗濯機置き場は屋内化し、豪雨災害での地盤状況や被災者の心理的影響を考慮して、RC基礎や瓦屋根を採用させていただきました。この配置基準や住宅の仕様が、能登半島地震で石川県に建設された全木協の木造仮設住宅の標準仕様となりましたが、石川県では、障がいを持った方に配慮した住戸や全戸スロープ設置など、被災地の状況に即した更なる工夫がなされています。



球磨村で整備した木造仮設住宅(瓦屋根を初めて採用)

石川県では、熊本を超える1,603戸の木造仮設住宅が建設されることとなりました。熊本地震以降、居住性の改善やコスト低減など全木協

の取組みによって、木造の仮設住宅が選択肢の一つとして広く意識されるようになってきましたが、供給量と体制の両面で、プレハブ仮設住宅と同様に、重要な役割を担えるようになってきたと思います。

3 これからの仮設住宅

昨年、新しく町長に就任された方から、熊本地震での仮設住宅のお礼が伝えられました。早期着工が住民の町政への信頼確保に著しく高い効果があり、発災直後の混乱期を乗り切れたとのことでした。仮設住宅の早期着工には、そのような意味があることも改めて気づかされました。

災害時には、平時の課題が顕在化されます。建設産業の技術者不足に加え、世界情勢による資材入手の困難性や高騰などの対応はもとより、温暖化ガスの排出抑制などの社会的要請も意識せざるを得ない状況にあります。このようなこともあり、従来の復旧・復興のフェーズ毎に住宅を確保するやり方は、大きく見直す時期に来ているように思います。仮設住宅の利活用によって、災害公営住宅の建設を削減することのほか、仮設住宅の代わりに、災害公営住宅の早期建設を行うことも検討の余地がありそうに思います。

今回の能登半島地震では、最初から長期使用を意図した木造仮設住宅で、工期やコストの課題も聞かれますが、住まいの再建全体からみれば、従来の仮設住宅と比較して、どちらが正解というものではないと思います。早期に大量の建設が可能なプレハブ仮設住宅も、被災地にとって極めて重要な存在であり、ムービングハウスの活用は職人不足への一つの答えともなります。高齢化の進展、生業の継承、社会経済状況の変化など、被災地を取り巻く環境に合わせ、それぞれの仮設住宅や建設事業者の特徴を活かした整備を行っていくことが望めます。

なお、仮設住宅の完成時期が遅れるような対応をする場合には、避難所で一定期間生活をしてでも支障が無いよう、長期避難対応型避難所の整備など、避難施設の環境改善をセットで考える必要があります。それ以前に、住宅の耐震化

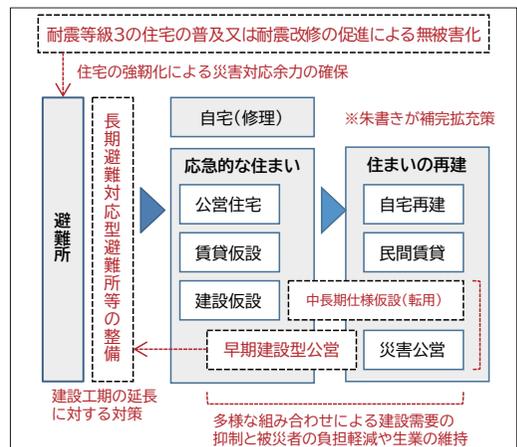
などによって、避難生活をしなくても良い環境を整え、自治体や建設協定団体側の災害対応の余力をつくることも重要です。

想定外という言葉が常態化しつつある今日、これまでに経験の無い災害がどこでも起こり得る状況にあり、個々の被災地での創意工夫ある取組みの知見を重ね、次の被災地に活かしていくしかありません。

災害対応は、自助、共助、公助からなりますが、将来の災害対応力の強化に向けては、共助の環境づくり、そして地域コミュニティの強化が今後益々重要となってくると思います。

仮設住宅も、つくるのが目的ではないため、コミュニティに配慮した計画とし、孤立防止や生活再建の意欲を高めることが重要と考えます。そのコミュニティ力を強化するためには、その源となる地域産業の健全化は重要であり、広域的な団体に頼るだけでなく、地域での関係団体の育成や連携強化も平時から考えていく必要もあります。

熊本地震の際、西原村大切畑地区の集落では、地元消防団の活動によって、倒壊した家屋から一人の犠牲者も出さないという奇跡の救出がなされました。これもコミュニティの力であり、今後の地域社会の理想形として最も期待される姿と考えます。一つ一つの事例を積み重ね、次の災害に備える。本県もそのことに貢献していきたいと考えます。



従来の仕組みと新たな仕組みの組み合わせによる住まいの確保対策

「地域総参加の防災力向上大会」の開催

公益財団法人 日本消防協会

今年「消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されてちょうど十年という節目の時ですが、多数の皆様のご協力による、新しい日本消防会館の完成についての感謝の思いを込めながら、地域防災力の一層の充実強化を進めるよう、全国各地の皆さんのご協力をいただき、令和6年11月7日（木）午後1時から新日本消防会館のニッショーホールにおいて「地域総参加の防災力向上大会」を開催させていただきました。

司会は有名な語り部でもあります平野啓子さんにお願ひし、開会には主催者挨拶として日本消防協会会長の秋本敏文から、地域防災力の充実強化をめざす新しい法律が制定されて10年になるが、この間これまでと様相が異なる大規模な災害が発生し、一方で地域社会の様子も変化しており、地域の皆さんの総参加総活躍による地域防災体制は益々重要になっているなか、全国各地から各企業、団体の地域防災に頑張っている活動事例を発表していただき、地域防災にお詳しい方々のご意見をいただくなど地域防災の一層の充実発展をめざしていきたい旨の挨拶がありました。

ご来賓のご挨拶は、総務大臣政務官の船橋利



秋本 敏文 日本消防協会会長



船橋 利実 総務大臣政務官

実様から、総務省としては消防団や自主防災組織等の活性化や地域の防災リーダー育成など、今後も「共助」を担う人材が確保され、能力を高め、地域の防災力が高まるよう最善の努力を尽くしてまいりますとのご挨拶をいただきました。

全国各地の活動事例発表

・Aグループは民間等が主体となった活動事例 (近畿ブロック)

三重県志摩市、株式会社山下組から、地域に根差した様々な防災活動を行っている建設業者の活動が報告されました。

(九州ブロック)

福岡県福岡市、一般社団法人福岡県解体工事業協会から、防災協定の締結により解体業者の防災活動が報告されました。

(四国ブロック)

徳島県徳島市、株式会社とくし丸から、全国で展開する移動スーパーの機動力を活かした活動が報告されました。

(北海道ブロック)

北海道根室市、歯舞漁業協働組合の取組みについて、漁港漁場漁村総合研究所から、漁業者の命を守るための取組みが報告されました。

・Bグループはさまざまな地域コミュニティ団体が主体となった活動事例

(東北ブロック)

宮城県気仙沼市、鹿折まちづくり協議会から、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたことを契機とした地域における様々な活動が報告されました。

(関東ブロック)

神奈川県横浜市、横浜市消防局南消防署

から、横浜市の子供達を育てる「防災てらこや」という商店街を基軸とした共創による防災まちづくりの取組みが報告されました。

(中部ブロック)

富山県小矢部市、小矢部市障害者団体連絡協議会から、障害者と健常者が共に学び、共に行う防災訓練が報告されました。

(中国ブロック)

広島県広島市、早稲田学区自主防災連絡協議会から、平成30年の西日本豪雨の被災経験を契機とした防災コミュニティネットワークづくりが報告されました。

また、消防応援団の山田邦子さんには、Aグループの民間等が主体となった活動事例の発表が終わった後と、Bグループのさまざまな地域コミュニティ団体が主体となった活動事例の発表が終わった後と、2度ご登壇いただき、ご激励をいただくとともに、ユーモアあふれる会話で会場を盛り上げて下さいました。

シンポジウムの開催

テーマ「地域総参加の防災力向上について」

前半は、全国各地の具体的な活動事例を発表いただき、後半は、専門的な研究や具体的な活動を進めておられる方々の意見交換などを行い、地域の皆さん総参加の地域防災体制の充実強化をめざすため、更にこのテーマについて深堀をしていくためのシンポジウムを開催しました。

パネリストは広島市長の松井一實様はご多忙のため映像によるご参加、そして、東京大学先端科学技術研究センター教授の廣井悠様、兵庫県立大学大学院教授の阪本真由美様、富山県小矢部市障害者団体連絡協議会会長の嶋田幸恵様のご登壇をいただき、進行役は日本消防協会会長の秋本敏文により開催しました。

地域総参加を進めていくに当たって、阪本真由美様から一つ目はいつもやっている活動を良くしていくことが、もしもの時に役立ち、もしもの時をより良くすることに繋がっていくということ、二

つ目は、防災をきっかけとして地域活性化につながっていくという視点で、やはりつながり力が大切であり、いろんな人たちを巻き込む力、これがないと地域の防災力は向上していかないということと、もう一つ、日頃の生活に潜んでいる何か新しい問題に気づく力が大切であることのお話がありました。

また、廣井悠様から防災まちづくりが上手く進むかどうかという論点として、多様性というものがあり、ここには色んな人を取り込む、色んな人に参加してもらい、防災を使って今の地域コミュニティを再構築するような取組みができないかと考えていることのお話があり、コミュニティの再構築というのは仲間集めであることのお話がありました。

最後に、進行役の日本消防協会会長、秋本敏文から、地域の防災力充実強化というのは本当に大事な問題であり、お一人お一人の力というだけではなく、地域の総参加ということは、いろんな力を持っている方々が皆さん参加していただき、総合力として大変に大きなものになること、これからも地域の防災力充実強化のために頑張ってくださいよう、よろしく願い申し上げますことのお話があり、そして、何よりも皆さま方のご地元が平穏無事でありますように、皆さんにつながるお仲間がとにかく事故なくお元気でお過ごしいただきますよう心からお祈り申し上げ、ご参加いただきました皆様にお礼を申し上げて閉会となりました。



左から：秋本敏文会長、嶋田幸恵様、阪本真由美様、廣井悠様
広島市長：松井一實様（映像によるご参加）

阪神・淡路大震災30年と 地域防災の進化

神戸大学名誉教授・兵庫県立大学名誉教授 室崎益輝



はじめに

阪神・淡路大震災（以下、大震災）から30年が経過した。この30年を震災教訓の風化の歴史と捉えがちであるが、私は地域防災の進化の歴史と捉えたいと思う。大震災を反省のバネとして、防災まちづくりやコミュニティ防災の取り組みが大きく進化しているからだ。本稿では、その進化の歴史をたどりながら、明日への教訓と課題を確認しておくことにする。

阪神・淡路大震災と地域防災

大震災は、防災や減災に大きな教訓を残してくれた。事前防備では、家具の転倒防止や家屋のメンテナンスの重要性を教えてくれた。応急対応では、市民救助や市民消火の重要性を教えてくれた。事後復興では、被災者支援や復興まちづくりの重要性を教えてくれた。それらの転倒防止、市民救助、まちづくり等はすべて、地域コミュニティの連帯力や防災力に深く関わっている。地域コミュニティの防災への取り組みが、被害の予防や軽減さらには地域の復興や創造に欠かせないことを、教えてくれて

いる。

大震災の教訓として、共助互助、連携協働、合意形成、社会包摂などが語られるが、それらはコミュニティの心技体と不可分の関係にある。それゆえ大震災後に、減災につながるコミュニティの育成に力をいれることになる。その結果、コミュニティ防災の流れは大きく変わった。すなわち、関東大震災以降の隣組防災や伊勢湾台風以降の自主防災から、阪神・淡路大震災以降の地域防災や地区防災へと転換がはかられている。

地域防災30年の流れ

地域をベースにした自律的な防災の取り組みを、ここでは「地域防災」とよぶ。コミュニティベースのインクルーシブな防災活動である。この地域防災には、防災や減災の地域活動はもとより、防犯や交通事故防止の地域活動、防災教育や見守りなどの地域活動も含まれる。

大震災から今日までの地域防災は、大震災から新潟県中越地震（以下、中越地震）までの胎動期、中越地震から東日本大震災までの成長期、東日本大震災からの飛躍期

の3つの時期に区分することができる。

阪神・淡路大震災後の胎動期には、復興まちづくりが各地で展開された。被災地では200を超すまちづくり協議会が結成され、地域主導あるいは住民主体のまちづくりが展開された。そのまちづくりの展開に呼応するように、防災福祉コミュニティの取り組みや安全安心ステーションの取り組みが始まっている。防災まちづくり大賞や防災マップコンクールといった地域防災のプラットフォームも整備された。

中越地震後の成長期には、市民団体やNPOなど多様な団体が地域と連携することで、地域防災の活性化がはかられている。そのなかで、中越復興市民会議などの中間支援組織が連携の要として大きな役割を果たしている。2005年に神戸で開催された国連防災会議では、多様なアクターの参画によるコミュニティ防災の強化が訴えられている。消防団との連携も含むブリッジ型の地域防災が進むことになる。

東日本大震災後の飛躍期には、地域防災の根幹に関わる法制度の整備がはかられている。2013年に災害対策基本法の改正や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下、消防団中核法）の制定があって、地域防災力の充実強化に大きく足を踏み出すことになった。そこから、地区防災計画を軸としたコミュニティ防災が大きく羽ばたくことになる。これにより、コミュニティを主体にしたボトムアップ型の地域防災が進むことになる。

この間の地域防災の進化

この30年間の地域防災の進化の特徴は、防災対象の広がり、活動主体のひろがり、連携協働の広がり、自律自治の広がり、情報共有に広がり5つに要約できる。

防災対象の広がりでは、自然災害だけでなく人為災害も取り上げられ、非常災害だけでなく日常災害も取り上げられるようになってきている。感染症や家庭内事故にも取り組むようになってきている。さらに、防犯と防災をリンクした取り組み、防災と福祉をリンクした取り組みも生まれている。

活動主体の広がりでは、個人だけではなく組織が、居住者だけでなく関係者が地域防災に積極的に関わようになってきている。地域の商店街や町工場さらには福祉施設や学校などが、地域防災に積極的に関わようになってきている。教育や福祉さらには営業などで地域と密着している人も、地域防災に参画するようになってきている。

連携協働の広がりでは、地域を超えた自主防災組織間のネットワークづくりが進んでいる。行政や市民団体などとの連携も進んでいる。とりわけ消防団や福祉関係団体との連携が進んでいる。消防庁が編纂している「自主防災組織の手引」では、他団体との連携により、人材が増え、機材が増え、活動メニューが増えて、地域防災の活性化がはかれると推奨している。

自律自治の広がりでは、コミュニティや自主防災組織の総意を生かした自発的で創

造的な活動が展開されるようになってい
る。地区防災計画制度の導入が、その大き
な力になっている。避難場所や避難方法を
コミュニティの発意で決める、防災教育や
防災訓練をコミュニティの主導で行うな
ど、みんなの防災の具体化が進んでいる。

情報共有の広がりでは、先進事例の共有
化が様々な形で進んでいる。防災まちづく
りの事例は防災まちづくり大賞で、地区防
災計画の事例は地区防'zで経験交流がは
かられている。また、多様な団体の多様な
活動の俯瞰的な情報共有は防災推進国民大
会（ぼうさいこくたい）ではかられてい
る。防災の担い手の大きな情報の輪ができ
つつある。

地域防災の促進インフラ

この30年間の地域防災の発展を促す推進
力となったのは、いうまでもなく30年前の
大震災の教訓である。その教訓を活かすた
めに、防災促進インフラというべきプラッ
トホームやガイドブックが提供されてい
る。そのインフラの重要性を確認する意味
も込めて、その主要なものについて触れて
おきたい。

(1) 防災まちづくり大賞

大震災を受けた形で、その翌年から「防
災まちづくり大賞」の取り組みが始まって
いる。地域に根差した団体や組織の防災に
関する優れた活動を表彰して、地域防災の
普及啓発と全国展開をはかろうとしたもの
である。今までに、消防団、防火クラブ、

自主防災組織、NPO、民間企業など、400
を超える団体が表彰されている。

表彰の対象として、ものづくり、ことづ
くり、ひとづくりが設定されており、地域
防災の領域をハードウエアだけでなくソフ
トウエアやヒューマンウエアに広げてい
る。そのことが、防災対象や防災課題の多
様化につながっている。防災のマルチ化に
つながっている。

評価の視点として、地域特性への配慮、
多様な主体との連携、日常生活への浸透な
どが示されており、人材育成、情報発信、
地域貢献、教材開発などで活動内容をス
テップアップすることにつながっている。
地域防災の羅針盤としての役割を果たして
いる。

(2) 自主防災組織の手引

消防庁は1973年から、自主防災の活性化
をはかるために「自主防災組織の手引」を
刊行してきた。自主防災組織の活動内容や
組織運営の指針を示す貴重なガイドブック
となっている。阪神淡路や東日本などの大
災害を受けて、その内容の改善がはかられ
ている。

そのなかで、2017年に改定された手引で
は、減災サイクルに応じた活動、災害多様
化に応じた活動、連携協働を軸にした活動
を提起している。地域防災と自主防災の進
化を後押しする内容になっている。2013年
の消防団中核法などの内容が反映してい
る。そこでは、防災人材の育成、防災意識
の啓発、要支援者の避難、避難所の自主運

営などについて、活動指針と先進事例が詳しく示されており、全国の自主防災組織の進化を促す役割を果たしている。

（3）中間支援組織と消防団

地域防災では、地域や防災に関する専門的な知識や技能が欠かせなし、多様な主体間の連携をはかるコーディネーターが欠かせない。その専門性や連携性を促すためには、中間支援や相互調整をはかる組織の存在が欠かせない。

大震災の後では被災者復興支援会議、中越地震の後では中越復興市民会議、東日本大震災の後では官民連携復興センターが、コミュニティと行政やNPOを結びつける役割を果たしている。こうした中間支援組織を日常時から整備しておくことが望まれる。

日常時からということでは、消防団や防災士会などに中間支援組織として役割を期待したい。とりわけ、消防団は地域密着型の防災組織として、日常時からコミュニティに積極的に関与している。防災教育や防災訓練さらには家庭指導で、地域防災に貢献している。2013年の消防団中核法は、消防団が地域の教育訓練などで指導的な役割を果たすことを期待して制定されている。

（4）地区防災計画

地域防災の進化をはかるうえでは、コミュニティ主導の地区防災計画の推進が欠かせない。公衆衛生や連携協働を軸とした防災の展開には、コミュニティの自発性や

包括性が不可欠だからである。その自発性を引き出すために、ボトムアップ型の地区防災計画の取り組みが始まった。東日本大震災の経験を踏まえて、行政主導の地域防災計画と地域主導の地区防災計画を車の両輪とする防災が目指されるようになっていく。

この地区防災計画は、地域密着性、創意創発性、自律規範性、官民連携性といった特質を持っている。この特質ゆえに、受動的であった地域防災が能動的な地域防災に生まれ変わっている。地区防災計画では、地域の実状や居住者の実態に即した防災が転換できる、みんなの思いや創意を対策に生かせる、我がこととして率先的に取り組める。それゆえに、燎原の火のごとく全国のコミュニティに広がっている。

おわりに

大震災から30年ということとは、大震災に30年近づいたということである。次に向けての備えを急がなければならない。そのためにも、大震災以降の地域防災の進化に確信を持ち、さらなる進化を目指さなければならない。マルチ型の防災、ブリッジ型の防災、ボトムアップ型の防災の更なる前進を期待したい。

阪神・淡路大震災の教訓と 地域防災の強化



東京大学教授 廣井 悠

はじめに

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県を中心として建物倒壊や家具の転倒が主要因となり、6,000名を超える多くの人命が失われた。この地震が「地域防災」分野に与えた影響は極めて大きかったことから、本稿ではこの地震が地域防災を取り巻く考え方にどのような影響を与え、そしてこの地震から30年経った現在、どのような課題がいまだ残されているかについて概説する。

「地区レベルの防災まちづくり」というパラダイムシフト

阪神・淡路大震災が地域防災に与えた影響は多数あるものの、「地区レベルの防災

対策」の進展は大きな影響といえよう。その原因は地震の被害像に由来する。阪神・淡路大震災の発災時刻は早朝であり、弱風下という気象条件のもとでの地震であった。このため、関東大震災や戦中の空襲被害、もしくは戦後の大火と比べて火災被害は比較的小さく、むしろ建物倒壊による被害が大きかった。なかでも、宮城県沖地震（1978年）の教訓を踏まえて建築基準法が改正された1981年以前に建築された建物の被害は甚大であり、家具の転倒などによっても少なくない人命が失われた。

図は、これまでのわが国における都市防災思想の変遷を表したものである。これによれば、阪神・淡路大震災までのわが国の都市防災対策は長い間「不燃・防火の都市づくり」であった。しかしながら、戦災や

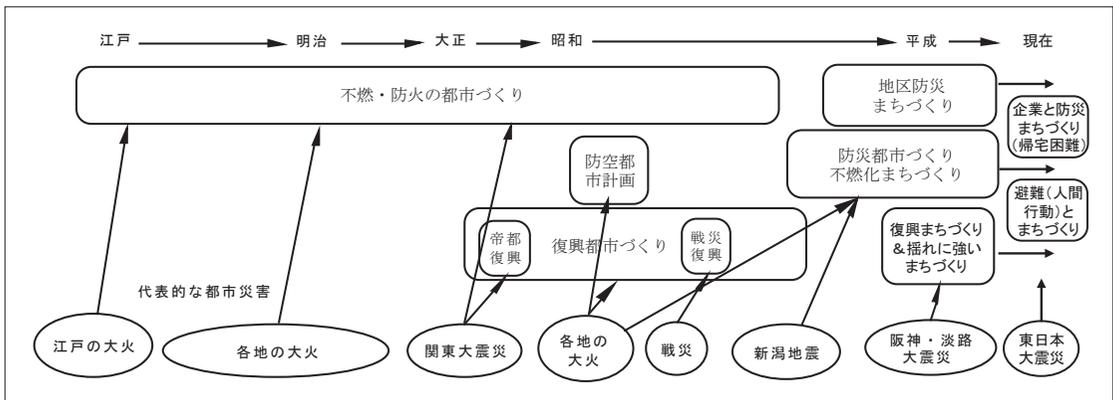


図 わが国の都市防災思想の変遷¹⁾(参考文献²⁾の吉川による図をもとに筆者が加筆)

戦後の大火を経て、1960年代以降に都市の難燃性を高めるとともに迅速に常備消防が消火できる社会を理想とし、8分消防と準防火の組み合わせ等でこれをある程度実現させたことで、平常時における大火は劇的に減少した。すると、わが国の広域火災対策は地震時の市街地火災リスクにどう対応するか、という課題が大きく残る。このような状況で発生したのが阪神・淡路大震災であった。つまり、阪神・淡路大震災までの都市防災対策の主力は、誤解を恐れずに言えば、避難路沿道建物の不燃化や延焼遮断帯の整備を中心とした広域避難対策と都市防火区画による「地震火災・市街地火災から人命を守りうる」まちの実現であった。しかし、阪神・淡路大震災では都市計画的な課題が集中していたインナーシティを代表とする、広幅員道路に囲まれた「中身」が大きな被害を受け、結果として高齢化や市場原理から取り残された老朽木造住宅の耐震化や建て替えなどが喫緊の課題として浮上し、その後は防災を目的としたまちづくり活動が活発に行われることとなった。

もちろん、密集市街地の改善や住宅の耐震補強など地区スケールの防災まちづくりは阪神・淡路大震災以前にも行われていたが、これらはこの震災を契機として本格的に都市防災の一丁目一番地と認識されるようになった。そして建築基準法も2000年に改正され、地盤調査の義務化や構造材の仕様特定などが求められるようになった。なかでも、わが国に数多く残されている木造密集市街地は権利関係が複雑であり、また建物所有者の高齢化も顕著であり、そして

建蔽率や接道義務など建築基準法に適合しない既存不適格建築物が多いことから、一般に建て替え更新が困難とされる。このため、良質な共同住宅への建て替え助成、公共施設の整備、従前居住者のためのコミュニティ住宅の建設なども含めた密集住宅市街地整備事業が積極的に行われた。そして喫緊の課題とされた建築物の耐震対策は、1995年12月に耐震改修促進法が制定され2006年の改正を経て、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成するとともに、道路を閉塞させる建物には指導や助言を行い、地方公共団体の指示に従わない特定建築物は公表することなどが定められた。住宅については特に、1981年以前に建築された建物に対して行政が耐震診断や耐震補強への助成を行うなど、建物倒壊対策を取り巻く法整備や社会制度が充実した。地震火災対策においては、一部の都市で継続的に都市防火区画の形成を進めるとともに、阪神・淡路大震災における多くの出火に通電火災が疑われたことから、感震ブレーカーの設置や耐震性防火水槽や可搬ポンプ、スタンドパイプを利用した地域消防対策が精力的に進められていく。

阪神・淡路大震災以前と以降における都市防災対策の大きな違いはこの点にある。阪神・淡路大震災以前の都市防災は公による対策が重要視されていた。広幅員道路や避難路沿いに不燃の建築物を誘導し、延焼遮断帯を整備するとともに、安全な避難場所を確保する取り組みは、一般に公が大きな役割を担うものであり、高度経済成長期に公共事業が担った役割もこの傾向を加速した。しかしながら、阪神・淡路大震災で

顕在化した被害は、木造密集市街地の整備や建物単体の耐震性・耐火性を向上させる必要性を示唆するものであった。そもそも住宅は個人の資産である。そのため、行政が果たせる貢献は限定的・間接的であり、規制緩和や金銭的助成そして防災意識の向上などがそのメニューとなる。

さらに、阪神・淡路大震災における救助主体の大部分が家族や近隣住民などであったことから、公助の限界も露呈した。たとえば、木造密集市街地を代表とする地区スケールでの防災対策は、ハード対策として建物の耐震化・不燃化、狹隘道路の拡幅、通り抜け通路の確保、オープンスペースの確保と防災活動の拠点化、ブロック塀倒壊対策、家具固定、井戸や雨水を活用した消防水利の確保、延焼遮断帯や避難場所・避難路樹の緑化などが実際に行われ、またソフト対策としては防災教育、組織作り、防災訓練、防災地図づくり、防災イベントの開催などが代表例となるが、いずれも自助・共助が防災の主体となるものが多く、公助はそれを支える役割を担う。つまり阪神・淡路大震災は都市防災対策の主体を変容させ、公助中心から自助・共助中心の防災対策へと大きく転換させたきっかけとなった災害といえよう。そしてこの地区レベルでの自助・共助が防災対策の中心といった考え方は、津波からの避難が大きな課題となった東日本大震災以降も変わらず、現在では2016年に制度化された地区防災計画制度によって各地で地区スケールの防災計画策定が進むなど、住民による地域コミュニティ単位での防災まちづくりが全国で進捗するに至っている。

これからの課題

さて、2024年1月1日16時10分に石川県能登地方で発生したM7.6の地震によって、石川県輪島市と志賀町では最大震度となる震度7が観測され、多数の建物が倒壊するなど大きな被害となった³⁾。またこの地震では、地震直後の1月1日16時22分に能登地方で津波警報が発表され、能登半島東部を中心に津波被害が記録された。さらには地震に伴って発生した地震火災によって、輪島市河井町における大規模延焼火災をはじめとした、多種多様な地震火災も発生している^{4), 5)}。これらの被害像や関連死を除いた死者の発生メカニズムは阪神・淡路大震災による被害と多くが酷似している。これは阪神・淡路大震災以降の防災対策の方向性が間違っただけではなかったことを示す反面、より積極的な対策の必要性を示唆するものとも言えないだろうか。しかしながら、今後わが国を待ち受ける将来を考えると、その展望は明るいものではない。というのも、近い将来の防災対策・災害対応を見据えた場合、自助・共助・公助のカバーできる範囲が大幅に減少すると筆者はみているからである。

はじめに、わが国でこれから本格的に到来する高齢化は、自分で自分の身を守れない人、避難できない人が増えるということの意味している。さらに、将来的には経済的にも中間層が喪失し、低収入の世帯も増加するとみられている。すると、事前対策も避難もできない人が急激に増える可能性も考えられる。このような場合は共助にその解決策を求めたくなるが、この助け合い

も少子化の影響で困難となる。というのも、少子・高齢化はつまるところ助ける人と助けられる人の量的バランスが大きく変化するということを意味するからである。また、ソーシャルキャピタルの低下が叫ばれている現代においては、人口が集積している地域においても、地縁型コミュニティが崩壊している場所は少なくない。働き方が多様化したことで、以前と比べて女性や高齢者なども就業拡大して多忙な人が増え、防災訓練にもなかなか参加できない。このように、量的にのみならず質的にも支え方が今後大きく変化することで、共助についても災害に対応できなくなる可能性が高い。すると、最後の砦は公助となるが、しかしこちらについても、生産年齢人口の減少によって多くの都市で経済成長が停滞し、自治体財政も逼迫することが予想される。これに、人員削減や地方分権による格差拡大とインフラ老朽化が重なると、事前の防災投資やインフラ整備どころか、災害対応も十分にできない地域がでてくる可能性もある。つまり、自分で自分を守れない自助、コミュニティが崩壊して助ける人もいない共助、そして老朽化するのに防災投資どころではない公助という社会変化が今後は予想され、自助・公助・共助の間が増加して、地域を守る「対応力」が著しく低下するであろう。

このような状況に際して筆者は今のうちの「確実な事前防災対策」を大前提としつつ、「災害対応の選択と集中」、「無理のない曝露人口の減少」、「未経験や想定外の災害をイメージできる科学技術」、「中長期的視野の地域防災」、「冗長性の設計技術」、

「転換力の活用」などがこれからの地域防災において必要とされる工夫ではないかと考えている。本稿では紙幅の制限もあるため、これらについては参考文献^{1), 6)}などを参照されたい。

参考文献

- 1) 中島直人, 村山顕人, 高見淳史, 樋野公宏, 寺田徹, 廣井悠, 瀬田史彦: 都市計画学—変化に対応するプランニング—学芸出版社, 2018. 09.
- 2) 佐藤滋: まちづくりの科学, 鹿島出版会, 1999.
- 3) 総務省消防庁: 令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況(第74報), 2024.
- 4) 廣井悠: 令和6年能登半島地震時に発生した火災現象に関する調査研究, 火災, Vol.74, No.2, 日本火災学会, 2024.
- 5) 廣井悠, 北後明彦, 大津暢人, 村田明子, 山下平祐, 花井英枝, 大津山堅介, ピニエイロアベウ, 苔米地毅大: 令和6年能登半島地震の輪島市朝市通り付近における市街地火災の建物被害調査と焼け止まり状況の分析, 自然災害科学, Vol.43, No.3, 2024.
- 6) 廣井悠: 地域社会の疲弊, マルチハザード化する災害—能登半島地震が問う災害対策の視座—, 世界, 岩波書店, 2025. 01.

著者紹介

東京大学・教授, 東京大学大学院工学系研究科・特任助教, 名古屋大学減災連携研究センター・准教授等を経て2021年8月より現職。博士(工学)、専門は都市防災、都市計画。平成28年度東京大学卓越研究員、JSTさきがけ研究員(兼任)、主な受賞に、令和5年防災功労者・内閣総理大臣表彰、令和5年度文部科学大臣表彰・科学技術賞、平成24年度文部科学大臣表彰・若手科学者賞、都市住宅学会・学会賞など。



地元の建設産業が 地域防災の力になります



東京都世田谷区建設団体防災協議会
会長 石井 誠

1 世田谷建防協とは

世田谷区建設団体防災協議会（以下、建防協）の発足は1998年、これまで27年間活動を継続しています。発足のきっかけは1995年阪神淡路大震災、地元の建設事業者や従事者が人命救助や復旧・復興に大きく貢献していたことがきっかけです。ふだんは目立たない建設業ですが、建物の構造に詳しく、人命救助に有効な資機材を持ち、地元の地理にも詳しいことから地域の守り手として欠かせない存在です。その後の新潟県中越地震や東日本大震災、熊本地震などでも地元の建設業者は復旧、復興の中心的役割を果たしてきました。

建防協は世田谷区内の建設業10団体で構成されています。活動の基本は「防災・社会貢献」「地域建設業の必要性」「地域経済の循環」がキーワードです。江戸時代より町の安全は鳶の頭や大工の棟梁が担ってきました。ひとたび大災害が発生すれば、倒壊家屋からの人命救助や道路啓開などにいち早く取り組んできました。地域を守る「世田谷愛」「郷土意識」を重要なモチベーションとして、私たちの強みである団結力と継続的な防災活動、区民や町会、行政などの後押しをいただき活動を行っています。

2 大災害に備えて

日常は災害を想定した図上訓練や連絡訓



図上訓練

練、技術向上のための救命講習会やスタンドパイプを使った放水訓練を実施しています。また、連携強化のために消防署や区が実施する大規模な水防訓練や対策本部訓練、町会・自治会などの地域防災訓練に参加しています。近年は道路啓開の重要性から、避難所への物資輸送に優先すべき啓開道路を地図上で確認、路上の障害物除去の方法について検討する訓練を行いました。日常の備えとしては、防災備品の備蓄と合わせて、救出キットや簡易担架などの救出機材を本部だけでなく構成団体の事務所などにも配置しています。

防災活動以外にも労働安全衛生大会や講習会の開催、区の産業フェスタでは耐震模型を使って家屋の耐震の必要性やものづくりの楽しさを子供たちに伝えています。

設立から現在に至るまでこれらの活動を継続してきたことが評価され、東京消防庁の「第20回地域の防火防災功労賞」の最優秀賞を受賞（令和6年1月17日）し、同年5月にはテレビ朝日の情報番組「東京サイ

ト」で活動が紹介されました。

3 今後めざすこと

世田谷区の人口は92万人、区内の大半が住居専用地域で木造住宅密集地域や狭隘道路なども多くあります。一方で多摩川をはじめとする河川や多摩丘陵による高低差も多くあります。地域の特性を熟知し、建物の構造を知りつくした建設業としての視点で訓練を実施していきます。また、住宅の耐震補強や家具転倒防止器具設置、感震ブレイカーの普及など予防活動にも取り組んでいきます。

区民が安心して生活できる街、災害に強い街づくりのため、区と災害協定を結んでいる各種団体と連携するとともに、町会・自治会、ボランティア協会など住民組織とも連携を強化していきます。

環境問題についても積極的に取り組んでいきます。環境に配慮したエコ住宅、断熱改修や再生可能エネルギーの普及に努め、エシカル消費やSDGs、循環型の地域経済の発展に取り組んでいきます。



産業フェスタ

などで働く人たちがエッセンシャルワーカー（日常生活を維持するうえで必要不可欠）と呼ばれました。建設従事者も生活基盤を支えるインフラ（水道、電気、ガス、道路など）や公共施設、教育施設、住宅などの新設、維持管理を行うエッセンシャルワーカーです。これは大災害が発生した際にも同様に大きな役割を果たします。

一方で建設従事者は、真夏の猛暑の中、真冬の寒さの中、黙々と汗を流して働いていますが、脚光を浴びることはあまりありません。いま建設業は技術者、技能者、後継者不足が深刻です。もし地域に建設業がなくなったら、国民生活に必要な不可欠な社会的役割は誰が果たすのでしょうか。私たちは「地域に建設業は必要です」を合言葉に、防災活動を中心に社会貢献活動を継続し、建設業の必要性を地域の皆さんにご理解いただくよう努力してまいります。



多摩川水防訓練



放水訓練

4 地域に建設業は必要です！

新型コロナウイルス感染症が蔓延し多くの国民が社会活動を自粛する中、医療、福祉、運送



地域の資源と特性を活かした 都区内の防災訓練



東京都板橋区加賀五四自治会
会長 竹澤 喜孝

1 加賀五四自治会について

当会は世帯数約2,700世帯、自治会員世帯数ほぼ1,300世帯。戦後米国進駐軍のGHQ管理番号が54であった処から「五四」の所以になっています。名の通り江戸時代には加賀藩の下屋敷があった広い地域です。今は大型マンションが林立し子育ての若い世代が集う板橋区内でも一番住みやすい活力ある地域かと自負しております。また大学事業所研究所福祉施設などの法人や事業所も多くあります。この加賀地域の真ん中を石神井川が流れており、都内といえども緑と自然に恵まれた地域でもあります。なお、東京消防庁から今まで取り組んできた地域防災が評価され、令和5年度の「第20回地域防火防災功労賞」の最優秀賞（東京消防総監賞）を受賞しました。

2 地域の資源と特性を活かした 具体的な取り組みについて

①林立する大型マンションとの大規模な合同防災訓練の実施

自治会や大型マンションの防災訓練は単独で実施されるのが一般的です。そのために横軸での合同訓練を実施するのがなかなか困難な状況です。2年前は関東大震災100年の節目の年でもありました。そういう中であって当会は東京都の「関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成」を活用して、当会とグランフィーネ加賀、プラウドシティ加賀の管理組合との共同共催による「住民自主防災訓練」を実施すること

ができました。また令和6年10月には東京都の「令和6年度東京都地域の底力発展事業助成」及び「東京とどまるマンション普及促進事業」を活用して、グランフィーネ加賀とシティテラス加賀、プライマージュ加賀の3つの管理組合との合同防災訓練を実施することができました。訓練当日は板橋消防署のはしご車の出動、板橋消防団などの応援を得て、約300名という多くのマンション住民の参加となりました。AED応急救護・水消火器・防災展示・炊き出し・D級ポンプ・防災遊びなど各コーナーにスタンプラリー形式にして親子で楽しみながらの防災訓練となりました。このように東京都の防災の助成事業などうまく活用



自治会と3つのマンションとの合同防災訓練テント本部



スタンプラリー防災展示コーナー

して大型マンションとの合同防災訓練を実現することができました。

②給水ステーションの設置に伴う応急給水訓練の実施

当会のエリアには東京都水道局の板橋給水所（給水量26,600m³）があります。この給水所の分画化に伴い「災害時応急給水ステーション」が設置されています。住民防災訓練に合わせて給水手順などの確認をかねて応急給水訓練も実施しています。



応急給水訓練の様相

③「法人連絡会」による地域の関係づくり

当会には20余りの法人事業所があります。毎年「法人連絡会」を開催しています。防災訓練・防災講話・法人の事業所訪問紹介、時には地域内地下の下水道トンネル工事見学など企画し、加賀エリアの共通の課題やテーマについて意見交換の場となっています。このようにイザという時にも連絡とりあえるような法人同士の関係づくりも当会が主催して担っております。



法人連絡会「加賀の防災検討会」模様

④当会記念誌をきっかけに「加賀防災マップ」の合同企画作成発行配布

当時（令和4年）の板橋消防団第一分団長から当会で令和元年に発刊した「創立70周年記念誌」に掲載されていた「加賀マップ」をベースに、「加賀防災マップ」を作成できないかとの相談がありました。何か月か入念に時間をかけ、裏面には防災情報も織り込んで「加賀防災マップ」を作成発行しました。これらは防災という観点から当会員以外に加賀地区の住民や事業所にも4,000部を配布しました。これも東京都の「町会・自治会による防災対策普及啓発事業助成金」を活用しました。日常生活や散策時などに使ってもらえるようにイラストタイプにして工夫もしました。



身近に使えるイラストタイプの「加賀防災マップ」

3 今後の防災への取り組みについて

今後「加賀まちづくり協議会」とも連携して、従来のマンション住民法人事業所単位の防災対策から、また昼夜の人口差（昼の人口が夜の5倍）が大きいなど昼の防災対策など含めた総合的な「加賀防災エリアマネジメント」の構築を進めていきたいと考えています。それにより加賀エリアとしての地域の資源を活かした更なる地域防災力の充実を図っていきけるのではと思っています。



震災等の自然災害に備えた 高校生と3町会の 地域住民による共同避難訓練

石川県立羽咋工業高等学校 教諭
中出 公平



1 はじめに

石川県立羽咋工業高等学校は、石川県の能登半島にある唯一の工業高校で、「自律と創造」の校訓のもと、地域貢献できる人材の育成を目指し、今年で創立62年目を迎えました。本校は地域の避難所の拠点として、海拔21メートルという立地条件に恵まれ、東日本大震災後の平成23年から毎年、羽咋市、羽咋消防署、近隣の3つの町会（釜屋町、大川町、柳田町）と共同で避難訓練を実施しています。台風やコロナ禍で中断した年もありましたが、今年で11回目



羽咋消防署による講話



高齢者の椅子の支援と介助

を迎えました。この訓練は、羽咋市や各町会で行う避難訓練を合同で実施することで、各機関や町会との連携体制を強化し、自主避難の意識を高めることを目的とした、全国的にも珍しい取り組みです。毎年、3町会から約150名の住民と本校のボランティア生徒や教職員100名を含む250名が参加しています。

2 取り組み内容

避難訓練は、震度7の地震が発生し、津波が羽咋川を逆流して3町に浸水するという想定で行われます。町内放送を実際に行い、本校の体育館へ避難する形で進められます。ボランティア生徒や職員は、避難所への誘導や飲料の配布、高齢者への配慮としてパイプ椅子を提供するなどの支援を行います。また、各町会からは、怪我人の担架搬送や車椅子の介助を想定して対応しています。集まった住民は点呼が行われ、安全確認がなされます。その後、消防署から訓練の講評や災害時に必要な心構えについ



車椅子での避難場所への介助



担架搬送訓練

での講話があり、市役所からは防災グッズや簡易テントの展示も行われます。過去には、起震車やはしご車、自衛隊の参加があった年もありました。

3 コロナ禍の中で

地域共同避難訓練は、平成30年を最後に台風接近やコロナ禍の影響で3年間中断されました。訓練に関わっていた先生方の異動もあり、学校側も「どういう風にやっていたの」「もうやらなくてもいいのでは」という風潮も起こりましたが、過去に参加された町会の方の復活を望む声も多く、再開させることができました。今では、防災意識を高めるノウハウが各方面で再び蓄積され、訓練の重要性が再認識されつつあると感じています。

4 令和6年能登半島地震を経験して

令和6年1月1日に能登半島で最大震度7の地震が発生し、羽咋市でも震度5強を観測しました。市内では家屋の倒壊や道路の陥没、断水などの甚大な被害が発生しました。600人を超える本校に避難された住民の中には、防災バックを携えて本校に避難してきた方もいましたが、車で避難が集中し、渋滞が発生し、徒歩での避難者の

進行を妨げるなど、訓練では想定できなかった事態も起きました。カルタ大会用の畳を寝床として、トイレでは池の水をバケツで汲み、排水するなどの対処を余儀なくされました。幸いにも、停電にならず、教室では、電気による暖房を使いながら寒さをしのぎました。この経験から避難訓練の重要性を改めて感じ、避難した方々と接する中で「もっと準備をしておくべきだったのでは」と忸怩たる思いを抱きました。

5 不易流行

能登半島地震を経験し、地域貢献という本質を求めながら、時代と調和した訓練や体験の提案が必要だと感じています。例えば、昨年には、本校の野球部が「東日本大震災被災地支援の交流事業」に参加し、被災地の野球部員との交流を通して学んだことを地域の皆様に発表しました。今年は、震災を受けて「あったらよかったもの」「もっとこうして欲しかったこと」といった要望を参加者に記入してもらいました。「毛布が欲しい」「充電器があると便利」などの自治体に対する要望や「ポリタンク」や「防災リュック」など、自助の重要性を再認識する意見も寄せられました。この結果を市と消防署に報告し、3町会にも回覧板で共有させていただきました。

これまでは「ボランティアとしての支援」を重視していましたが、震災を経て、被災者が「知識を活用し、能動的に行動できる」自立支援が必要だと考えています。例えば、高齢者がスマートフォンを使って支援物資を受け取るなど、時代に応じた新しい取り組みを探求し、誰もが「参加しやすい。参加して良かった。」と思える避難訓練を、羽咋市全体で考えられたらと思います。



地域防災の担い手を育む ～ふるさとの自然と先人の業績を 防災教育に生かす～



福井県小浜市立今富小学校
教諭 正木 啓敬

1 団体の概要

勤務校の位置する小浜市は、市内を流れる2つの河川が氾濫し、大きな災害に見舞われて来ました。昭和28年9月25日の台風13号では、市内で死傷者が出る等、大きな被害が出ています。今後、気候変動による自然災害の増加・激甚化が予想されます。しかし、災害発生時、子どもの傍らに大人がいるとはかぎりません。だからこそ、子どもが自分の力で問題を正しく捉え、最適な解決策を導き出し、協働して解決する「問題発見解決能力」を育むことをねらいとして、防災学習を進めています。

2 取り組み

(1) 取り組みの概要

防災学習では、総合的な学習の時間を中心に、まず、フィールドワークで、地域の環境を学びます。次に、災害の恐ろしさと復興に尽力した地域の偉人を学び、先人の労苦の上に今の生活があることを児童に実感させます。そして、学習のまとめとして、「防災マップ」を作製して、近隣の公共施設に展示します。この取り組みを継続することで、児童の減災・防災意識の向上を行っています。

(2) 防災フィールドワーク

令和6年度は、水質調査、生き物観察会、鮎の塩焼き実食会を通して、身近な川の恵みにふれました。一方、川の安全教室（ライフジャケットの着用）や防災フィールドワーク、水防倉庫見学会を通して、「鉄砲水の暴れ川」と呼ばれ恐れられた急流であることを学びました。地域に恵みもたらす反面、災害を引き起こす恐ろしさの両方を、体験を通して理解していまし



鮎の実食体験



防災フィールドワーク

た。川を危険なものとして遠ざけるのではなく、正しく恐れ、「共生」していくことが、防災の大切な視点であることに、児童は気づくことができました。

(3) 先人からの学び

児童の発達段階では、『稲村の火』のような偉人の業績を通して、児童の情緒や情感に訴える教育が有効です。4年生の社会科には「地域の発展に尽くした先人」という単元があります。児童の身近な先人として、明治から昭和初期にかけて若狭地方の北川の河川改修運動を推し進めた政治家「山口嘉七」（1857～1932 小浜市出身）を取り上げました。

授業では、嘉七の治水工事を中心に授業を進めていきましたが、嘉七が治水のみならず殖産

興業にも取り組んでいたことから、水害のない安全な町づくりにとどまらず、人々がくらしやすい町づくりを行っていたことに、児童は気づきました。授業後、児童が書いた振り返りには、「私たち未来の子どもたちがくらしやすい町にしようとしていた」という意見が多数あり、嘉七の働きが当時の人々のくらしやすさや幸せにつながるものであるということを理解していました。特に、現代の自分たちのくらしやすさと嘉七の働きを結びつけて考えている児童も多数おり、先人の働きが自分たちの暮らしともつながっていることを考えることができました。

(4) 防災マップの作成

社会科で山口嘉七を学んだ「地域に役立つものをつくりたい」というのが児童の言葉から始まりました。製作では、災害の際、大学山に避難するにはどれだけ時間がかかるのか掲載する為、低学年児童の歩行速度（3分間150m）を調べ、最寄りの避難所までの時間を色分けして、「見える化」しました。さらに、低学年でも興味関心を持つよう、発砲スチロールを用いて、避難所を立体にしたり、防災に関する絵本や書籍の「読み聞かせ」をしたり、自ら考え行動する姿が見られました。日々、防災・減災の知識、そして、聴き合う態度を高めていくことで、全校児童が自分自身と仲間の命を守るのできる力を高めています。



防災マップの説明



防災マップ（令和5年度）

3 成果と課題

令和6年元日に発生した能登半島地震では、小浜市でも震度4を記録し、津波警報が発表されました。防災マップづくりを通して「(大地震発生から)30分で6.5mの津波が来る」と警告していました。また、避難先としては、高台の大学山等を挙げていました。

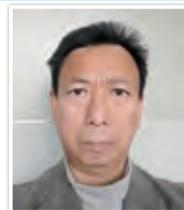
地震発生時、児童の家庭の多くは自家乗用車で、大学山に避難しました。また、垂直避難を行った家庭もあったそうです。児童の一人は、翌日の日記に、「4年生の仲間はきっと、防災マップづくりで学んだ危ない所や避難経路を思い出して避難したと思った。(これからも)もしもの時に備えて、準備と確認をしよう」と呼び掛けています。

防災マップづくりをきっかけにして、食料を備蓄したり、防災用具一式が入った袋を準備したりと、地震に備えていた家庭があったことも分かりました。防災マップづくりを通して、児童一人ひとりが自信を持って減災・防災の知識を発信することができました。

私は教職員であると同時に、地域の消防団に所属しています。地域を災害から守るだけでなく、災害の恐ろしさを伝え、啓発する役割があると考えています。今後も、地域の方、関係機関に協力を頂きながら、未来の地域の担い手である子どもたちに、自然災害を乗り越えていける資質能力を育てていきたいと思っています。

阪神・淡路大震災の回想と 未来への伝承

神戸市公園緑化協会理事長
(前神戸市消防局長) 鍵本 敦



はじめに

今年で阪神・淡路大震災から30年を迎えました。私は一昨年に神戸市消防局を退任しましたが、その大半を震災対策に費やしたことが一番の思い出です。昭和60年4月に神戸市消防局に入局し市内の各消防署や消防本部勤務を経験、平成5年4月に消防司令となり長田消防署に着任しました。兵庫県南部地震発生時は消防署の当直責任者として勤務に就いていました。

1995年1月17日5時46分、「ドーン」と大きな音が消防庁舎に響き、その直後に「グラグラ、ガタガタ」と大きな横揺れが続き、周囲のスチールロッカーなどが転倒。「もしや地震か?」と思うも、その揺れの強烈さから体は恐怖を感じて動けません。私を含めて署員は神戸で地震が起こるとは夢にも思っていなかったのです。戦後、福井地震で設定された震度7を初めて記録する最悪の出来事が神戸で起こったのです。

この地震により神戸をはじめ阪神地域や淡路島などで人的被害6,434人、負傷者43,792人、全半壊家屋約25万棟、焼失家屋約7,500棟、避難者、被害総額約10兆円という甚大な被害を出すなど、当時報道機関からは「未曾有の災害」との衝撃的な見出しで表現されていたことを思い出します。

震災直後の動き

十数秒続いた地震の揺れが収まり、消防署の階段を駆け下り外を見渡すとすでに炎上火災が発生しています。信号機や街灯などまちの全ての明かりが消えた真っ暗闇の中、火災現場だけが赤々と燃えていました。急いで消防車で出動しようとするのですが、救急車やはしご車が輪止めを乗り越えシャッターにぶつかった状態ですぐには出動できません。何とかシャッターをこじ開け出動すると、倒れた電柱や道路の段差や亀裂が行く手を阻みます。ようやく現場に到着し水利部署しましたが消火栓の水圧がありません。地震により水道配管が損傷し断水しているのです。近隣の防火水槽や学校のプール、河川、海などすべての水を求めて消防隊は懸命に延焼防止を図りましたが、木造密集地で発生した火災の延焼速度には追い付きません。明るくなるにつれまち全体の様子が徐々に分かり始めました。殆どの建物が原



炎上する長田区（1月17日夜）



必死の火災防御



三宮のビル倒壊現場



長田区西市民病院の救出現場

形を留めないほど倒壊し、至る所から火災の狼煙が上がっています。まさに地獄絵です。市内全域でも地震直後に54件の火災が発生し応援部隊は来ません。対応できない無数の救助要請もありました。夜が明けた7時ぐらいだったと思います。当直責任者として一瞬頭の中が真っ白になり負け戦を覚悟しました。しかしながら自分は中隊長、活動方針を出さねばなりません。我々は市民の命を守るために今ここにいる。最善を尽くすしかない。消防の原点は火災を消すことだ。火災を消さねば人は助けられない。火災は時間とともに拡大する。真っ先に火災対応すべきだ。あの時の想像を絶する状況は32歳の私にとってはあまりにも大きな重責であり、30年たった今でもその時の事は決して忘れられません。

震災後の膨大な事務

災害対応が落ち着き始めた4月以降は震災関連の膨大な事務が待っていました。組織としての活動の記録の作成や検証、罹災証明の発行など計り知れない事務量です。今思い返してみると出来ていないことも多々あります。

その一つに火災原因調査があります。私の勤務していた長田消防署管内では市街地延焼火災が多数発生し、焼失面積523,546㎡、焼失建物4,834件と数十年分の火災がたった1日で起こったような状況でしたから、大規模な火災調査の殆どは罹災証明のための写真の記録や大阪市消防局の協力を得ての避難所での聞き込みをもとにしたもので、火災原因は不明として処理しました。通常であれば現場を保存し発掘も含めた科学的な火災原因調査を行うのですが、人員・体制もなく、また現場の長期保存は復旧作業へも影響を与えるため被災者のためにならないと判断したためです。ただ、延焼の要因はもっと調査すべきでした。特にガスの漏洩が各火災現場で見られましたが、当時は事業者からガス配管の損傷データが入手できませんでした。そのため阪神淡路大震災では延焼拡大の要因は木造密集地であることだけが記録として残りましたが、少なくとも地震により損傷したガス配管からの漏洩ガスもその一因であったことも記録に残すべきでした。

また、罹災証明の発行事務も大変な作業でした。長田区役所において倒壊による罹災証明とは別に、火災による罹災証明書は消防署が行うこととなり約7,000件を処理しました。当時は罹災証明がないと義援金が支給されないため早朝から被災された多くの方々が区役所に列をなし混乱していたことを思い出します。特に焼け出された人は何も持たずに必死で逃げてきたわ

けですから、震災後の生活には大変困窮されており一人でも多くの方に対応できればと署員が交替で受け付けていました。今思えば、皆さん被災者なんですから一時金は罹災の程度ではなく生存のための資金として一律に渡す方法もあったのではないかと思います。すでに阪神淡路大震災からすでに30年経つわけですから、被災し疲弊している高齢者の方々が「並ぶ」という行動をしなくても支給できる方法はあると思います。

最後に24時間勤務の消防にしか理解し得ない問題もありました。当直職員の家族の安否確認です。私も含め震災前日から勤務していた市内約300名の当直の消防署員は家族の安否や自宅の被害など知るすべもなく、皆が目の前の災害に対処することで精一杯だったのです。一人でも多くの命を助けなければと使命感に駆られつつも、家族への不安を抱えたままでの活動は後に精神的な影響をもたらします。やはり、現場活動職員の家族の安否を誰かが確認するシステムは必須です。今は様々な情報共有手段がありますから、皆さんも消防職員特有のこの課題は忘れないでください。

震災消防計画の策定

平成10年4月の人事異動により消防局警防部警防課に異動し、震災消防計画担当主査となりました。震災から3年たっても震災への対応計画は出来ていませんでした。各消防署での検証結果はあまりにも膨大で、それぞれ経験した事象が異なるため、ある署は救助優先、またある署は救急が先…それらをまとめ切るのは無理です。私は当時の上司から「3年たっても消防の震災対応計画ができてない。すぐに結果を出せ。完成度は70%で良い」と指示を受け、長田消防署での経験をベースに日々集まった資料を分析し、震災時の対応方針の策定に明け暮れました。特に時間をかけたのは同時多発火災への対応優先度を定めるためのまちの延焼危険度の分析とそれに必要な消防水利の配置基準でした。

延焼危険度の分析には様々な手法がありましたが、私は当時の消防力の基準のベースになっている延焼速度式を用い、神戸市都市計画局が所有するデータを活用して町丁目ごとの延焼危険度を机上で判定、さらにそれを現場の消防署員がプロの目で実態調査し修正することで何とか作り上げることができました。最終的には当時の神戸大学の室崎教授にも検証いただきましたし、当時消防庁で取り組みの始まったGISも導入することで、現在でも十分活用できてます。

また、耐震性防火水槽の整備を進めるため、現場の消防隊が有効に活用できる水利の範囲として市域を250mメッシュで区分し、区域内で発生した火災を出火後30分以内で延焼阻止するために必要な水量をそのメッシュの必要水量と決め、現状有する防火水槽や自然水利の容量と比較し不足する容量の防火水槽を計画的に整備することにより、コストの削減と整備スピードの短縮を図りました。これら延焼危険度などを載せた消防作戦図と必要な水の確保策をベースに、各消防署での震災の検証結果を取りまとめ、直下型地震を想定した神戸消防で初の震災消防計画は平成11年によく完成しました。その後は東日本大震災での津波被害などへの対応要領も追加され現在に至っています。

阪神・淡路大震災で生まれた緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災は日本の各分野における地震対策を加速化させました。中でも1995年6月に最も早く立ちあがったのが緊急消防援助隊制度です。全国の自治体消防が地震や風水害などの大災害の発生した地域へ都道府県単位で応援できるような画期的なものです。震災当時、法律上は相互に応援できることになっていましたが、具体的な仕組みがなかったため被災地では応援部隊の受け入れなどで大混乱を招きました。今では応援・受援計画の策定や指揮支援隊や後方支援部隊、土砂・風水害機動支援部隊の整備など、その後の災害経験をベースに次々と整備が進んでいますが、その原点は阪神淡路大震災にあるのです。またその後も震災が起こるたびに備えや仕組みが見直され今日まで進化してきていることは大きく評価できると思います。



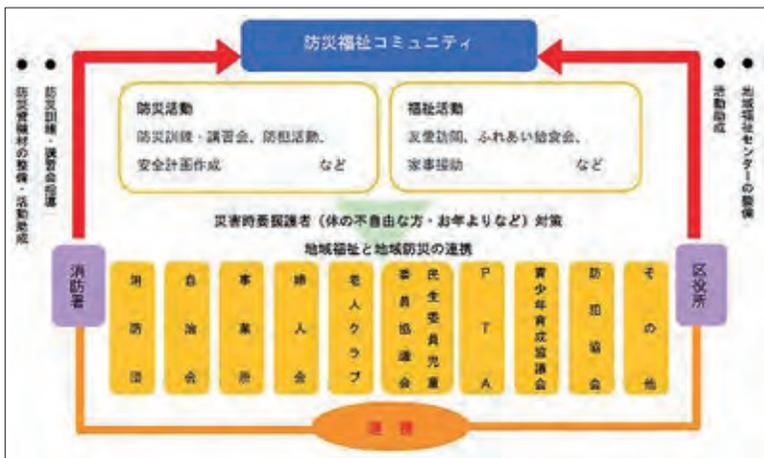
長田消防署への全国からの応援部隊

今こそ教訓を未来に

日本の政治や経済の中核機能を担う首都直下での地震、東日本大震災を超える広域かつ甚大な被害が予測される南海トラフ地震などこれまでの経験だけでは解決しないであろう震災が近い将来起こるとされています。これまでの経験をベースにさらに想像力を働かせ迅速に対策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

阪神・淡路大震災では自主防災組織や事業所の協力がなければ対応不可能であるという大きな教訓も学びました。神戸市ではその後192地区の防災福祉コミュニティ（自主防災組織）を結成し、各消防署の職員が地区を担当する方式で顔の見える関係を築き、継続的に訓練支援を行っています。また、地域と事業所との連携も進めています。

次に地震が来た時にどれだけ「減災」できるかは、行政だけでなく消防団を中心にそこに暮らす市民や事業所らと一体となって総合力を発揮できるかがカギです。すなわち一人ひとりが震災を風化させず未来に責任を持ち、地域防災力を向上させることが最も肝要なのです。



神戸市の自主防災組織（防災福祉コミュニティ）

横須賀市浦郷町 防火・防災クラブ

神奈川県横須賀市浦郷町防火・防災クラブ
会長 石渡 清美



【はじめに】

横須賀市の防火・防災クラブは、昭和55年に4地区において結成され、私が会長を務める浦郷町防火・防災クラブにつきましては、平成5年に結成し、現在27名のクラブ員により活動を行っています。

また、市内全体では、16クラブ、約400名のクラブ員が在籍しており、横須賀市防火・防災クラブ運営協議会を通じて、各クラブ間の交流も盛んに行われております。

【活動紹介】

浦郷町防火・防災クラブが活動する地域は、急斜面や3方が山で囲まれた谷戸地域に多くの住宅が密集して建てられていることから、火災が発生した場合、多くの被害が出るのが予想されます。このことから、まずは各家庭から火を出さないことを基本理念とし、また、火災予防運動などの機会を捉えて、町内のご家庭を訪問し住宅用火災警報器の設置促進、火の取扱いなどの注意喚起

を積極的に行っております。このような活動を通じて、地域の活性化にも一役買えればと考えております。

【今後の活動について】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で思うような活動が出来ていなかった状況が続いておりましたが、地域に根付いた活動を行っている防火・防災クラブの果たす役割は今後、ますます重要になってくるのではないかと考えております。

そのため、今後も精力的に活動を行い、地域における火災予防思想の普及啓発、しいては地域の活性化のため精進して参りたいと思います。



宇部市西岐波地区 自主防災会

山口県宇部市西岐波地区自主防災会
会長 藤高 和久



西岐波地区自主防災会は平成11年台風18号の被害を機に組織されました。自治会連合会、コミュニティ推進協議会各団体、消防団と協力し、災害時に必要な物資を緊急避難場所、避難所に揃えました。西岐波地区は海岸線沿いに位置しており、特に台風による被害が懸念されています。毎年、台風時には避難場所に避難される方がいます。令和2年、令和3年と新型コロナウイルス感染症のなかでの避難場所開設には大変苦慮しました。特に令和2年の台風10号では最大で71名の方が避難され、コロナ禍での避難場所の運営の難しさを痛感しました。避難された方も大変不安だったと思いますが、避難された方からのお礼の言葉や手紙により自主防災の必要性を改めて感じました。

感染症予防やプライバシーの保護の観点から避難を躊躇される方に対しては、感染防止対策を徹底していること、間仕切りテントによる空間の確保が可能であることを説明し、避難することを呼

びかけています。

また、西岐波地区自主防災会では地域住民の皆様に自助の意識を持っていただくために毎年8月に防災訓練を行っています。参加者の年齢層も幅広く、防災意識の浸透を実感しております。今後も様々な場で防災の重要性を呼びかけて、防災意識の向上に努めていきたいと思っております。



有田市 ぶっとく幼稚園幼年消防クラブ

和歌山県有田市ぶっとく幼稚園幼年消防クラブ
園長 菅田 良仁



〈活動状況紹介〉

和歌山県有田市ぶっとく幼稚園幼年消防クラブです。私たちの住む有田市は、海、川、山と自然に恵まれ農業、漁業が盛んな町です。農業の中心は400年来の歴史と伝統をもつ有田みかん。全国各地に出荷され、とても美味しいとの評価をいただいています。漁業においても海の幸は豊富で、特にタチウオは全国一の水揚げ量です。

私たちのクラブは、昭和60年9月に結成され、長きに渡り活動を続けています。現在のクラブ員数は年長、年中合わせて50名で、運営、指導として教諭があたり本クラブを組織しています。

年間を通じての活動は、避難訓練、消防フェスティバル、防火パレードなどです。避難訓練では、本クラブの目的でもある「災害から人命と財産を守る人間となる」ということを念頭に、災害について真剣に考え備えています。「みんなでなろう災害に強い有田市民」をスローガンに実施する消防フェスティバルでは、お遊戯・鼓笛演奏で

防火防災啓発を盛り上げています。火災予防運動に合わせて実施している防火パレードでは、消防団の方と協力し地域の防火啓発に積極的に取り組んでいます。

これからも地域の方や消防団の方々とともに、防火・防災に繋がる活動を続けていきたいと考えています。



川崎市幸地区 少年消防クラブ

神奈川県川崎市幸地区少年消防クラブ

私達、幸地区少年消防クラブは神奈川県川崎市幸区で活動をしています。クラブ員は幸区子ども会連合会7地区で毎年地区を変え小学校3年生から6年生で構成しています。また当クラブの保護者は積極的に活動支援し、時には一緒に活動を行います。

令和6年度は運営委員6名のもと、クラブ員25名が活動を行いました。年間活動は幸消防署と協力して計画しました。7月は幸消防署で結成式を行い、第1回活動として庁舎見学及び消防車両説明、はしご車搭乗体験をしました。第2回は、横浜市神奈川区にある横浜市民防災センターで、地震・火災体験ツアーを行い、地震の揺れや初期消火体験、災害発生時の対応などについて体験することができました。第3回は、神奈川県消防学校にて実施されたビッグレスキューかながわを見学し、消防、警察、自衛隊、在日米軍、医療機関などの訓練を見学しました。第4

回は、119番のかけ方とAED及び1次救命処置を学び、消防音楽隊によるクリスマスコンサートを皆で楽しく聞きました。第5回はクラブ活動の集大成として火災予防と電気火災を学びました。幸地区少年消防クラブを通じて普段の生活では学べない消防防災について多くを学び、良い体験をさせていただきました。今後も、消防防災に興味を持つクラブ員を一人でも多く育成していきたいと思います。



今、備えよう。 大規模地震時における 電気火災対策



地震による火災の過半数は
電気が原因です。

過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しています。東日本大震災による火災では、上のグラフのとおり、原因の特定されたもののうち過半数は電気に起因したものでした。

<認証マーク・推奨マーク>



電気火災対策には感震ブレーカーが効果的です。

感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感知して、電気を自動で遮断します。感震ブレーカーには分電盤タイプ（内蔵型）、分電盤タイプ（後付型）、コンセントタイプ、簡易タイプがあります。性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マークが表示されています。商品を選ぶときの参考にしましょう。また、感震ブレーカーの設置には自治体によって補助制度もありますので、ホームページ等を確認し、問い合わせてみましょう。

分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤に感震遮断機能が内蔵されています。地震が発生し、大きな揺れを感知すると、プザー音がなります。夜間の避難などを考慮し、すぐには電気を遮断しない機能を持つ機種もありますが、その場合には感知して一定時間後、ブレーカーが落ち、電源を遮断します。設置には電気工事が必要です。



分電盤タイプ（後付型）

既設の分電盤に後から設置できる後付型です。設置には電気工事が必要となります。また、分電盤の形状や種類によって、取付けが可能なものと不可能なものがあるので確認が必要です。



コンセントタイプ

内蔵されたセンサーが地震を感知するとコンセントからの電気を遮断します。電気が遮断されるのはこのコンセントに接続された家電のみですので、特に出火の危険性の高い電熱器具が接続されているコンセントを中心に設置すると効果的です。避難用の照明や在宅用医療器具等、地震時においても電力供給が必要な機器への電力供給を継続することができます。コンセントタイプには差込型の他に埋込型もあります。



簡易タイプ

地震の揺動で主幹ブレーカーをOFFに切り替えます。パネで動作するものや、おもりで動作するもの等があります。パネで動作するものは地震を感知すると、中のパネの力でパネが作動し、物理的に主幹ブレーカーをOFFにします。おもりで動作するものは、地震の揺動でおもりが落ち、つながったひもで主幹ブレーカーをOFFにします。





【編集後記】「感震ブレーカーに関心を」

地震で発生した火災の原因として電気機器からの出火や停電が復旧した時の出火があげられる。その予防に効果的なのが地震を感知すると自動的にブレーカーを落とし電気を止める感震ブレーカーで、設置に補助金を出している自治体もあるが普及は進んでいないという。感震ブレーカーには分電盤に取り付けるものやコンセントに差し込むものなどいくつかタイプがあり工事の必要性や費用にも差がある。住宅の新築やリフォームの時は、住宅メーカーや建築会社が推奨して工事に合わせて設置できるが既存住宅への取り付けを進めるためには事業者と自治体・消防署、地域の防災団体など関係者の役割分担の整理と活動に要する費用の確保が必要となろう。国では地域の実情に合った普及推進のモデル計画を策定するとしているが、まずは啓発活動を強力に進め、電気火災の危険性と感震ブレーカーについて国民の認知度を高めることが不可欠だ。

地域防災に関する総合情報誌 **地域防災** 2025年2月号（通巻60号）

- 発行日 令和7年2月15日
- 発行所 一般財団法人日本防火・防災協会
- 編集発行人 高尾 和彦
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号（日本消防会館内）
- TEL 03 (6280) 6904 FAX 03 (6205) 7851
- URL <https://www.n-bouka.or.jp>
- 編集協力 近代消防社



一輪車



宝くじ桜



子宮がん検診車



宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



救急普及啓発広報車



宝くじドリームジャンボ絵本



集会用テント



「健康手帳」(冊子)



ベンチ



リスザル展示施設

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

